

---

令和3年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和3年6月16日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年6月16日 午前9時10分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 河村由美子 議員
  3. 中田 元 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 大多和安一 議員
  6. 庭田 英明 議員
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 河村由美子 議員
  3. 中田 元 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 大多和安一 議員
  6. 庭田 英明 議員
- 

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 松蔭 茂君   |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

---

午前9時10分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に先ほど配付したとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

まず、1番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、皆さん、おはようございます。早朝の火災等により大変だったとは思いますが、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、私は、今回、新型コロナワクチン予防接種のあり方についてお聞きをするわけですが、最初に、この新型コロナウイルスに感染し、亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、今なお治療、後遺症に悩まされている方の一日も早い回復を願っております。

それでは、質問に入りますが、まず、先般ありました議会全員協議会におきまして、ワクチン接種の状況として、医療従事者、救命救急に従事する職員など353人は6月10日に、入院また施設入所されている方、それと従事される方もですが、300人が7月3日に終了予定で、5月末までに予約された65歳以上の2,152人の方は、7月末には接種を終える予定との説明がありました。

そこでお聞きをいたしますが、介護従事者、また、基礎疾患があり通院されている方は、優先

順位の対象になっているのか。その点について、まずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、藤升議員の新型コロナワクチン接種予約のあり方ということについて、まず1問目の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

御質問にありました介護従事者のうち、特養等の入所施設の従事者につきましては、入所者の接種時期、実施時期に併せて接種を行うよう計画をしております。

医療従事者接種からは、若干遅くなるわけですが、7月3日までには完了する計画で準備を進めております。

また、その他の介護従事者につきましても、高齢者や障がい者等と接する機会が多く、クラスター予防の観点から早めの接種が必要と考えておりますので、先般の全員協議会で説明いたしました吉賀町新型コロナウイルスワクチン廃棄防止指針に基づきまして、キャンセルにより生じた余剰ワクチンを有効活用して接種につなげていくよう計画をしているところでございます。

65歳以上の高齢者については、年齢以外の優先項目を設定して接種を行う考えはありませんが、高齢者の接種終了後に実施予定の64歳以下の方の接種につきましては、基礎疾患を有する方について優先枠を設けて、早めの接種完了となるよう計画し、準備を進めていく考えでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 基礎疾患の方につきましては、枠を設けて優先的にされるということですが、当初、町のほうでワクチン接種の案内がありましたが、その後、日程が早くなっております。その点から国からの要請内容、要請があったということもお聞きをしておりますので、その要請内容についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2回目の質問についてでございますが、令和3年4月23日の菅内閣総理大臣の記者会見での発言を踏まえ、厚生労働省から4月30日付で都道府県衛生主管部に対し、高齢者向けワクチンが7月末までに2回目終了となるよう計画の前倒しについての依頼がございました。

あわせて、同日に総務省からは、都道府県総務部に対し、今申しあげました衛生主管部との連携を密にいたしまして、市町村の接種計画実現に必要な支援体制の一層の充実を図るよう依頼があったところでございます。

これを受けまして5月の連休明けには、県から、国からの事務連絡に基づきまして、予防接種計画についての照会がありまして、町といたしましては、7月末完了に向け計画変更する旨の回

答を行いまして、直ちに医療機関との協議を開始をしたところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 国からの要請で当初の予定よりは随分前倒しの取り組みがされていきました。この間、予約された方との調整、また、医療機関等との調整、大変だったとは思いますが。

その中で65歳以上となる予約表には、かかりつけ医に確認と、まず初めに、記載をされていたところですが、このことについて、定期的にお医者さんにかかる、診察を受けることもなく、薬の服用、また、予防接種を含む薬でのトラブル、アナフィラキシーなどアレルギー反応、このようなものが出たことがない場合、このかかりつけ医に確認ということが必要になるのか。その点についてお聞きをいたします。

基礎疾患のある方についても、健康状態が安定していれば、心配する必要はなく、不安やストレスなどメンタル面から来る様々な症状が出ないように、安心してワクチン接種ができる環境を整えることが重要だという指摘もあります。

この点について、町の考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、御紹介ありました予診票の取扱い等についてでございます。

5月28日付、厚生労働省からの事務連絡によりまして、議員御指摘の予診票の質問事項については、当初示されておりました様式から削除をされました。このことから、かかりつけ医の確認は、必要ではないものと判断をしております。

しかしながら、かかりつけ医でない医師が予診を行う際に、重篤な副反応等を予防する観点から、かかりつけ医の情報は重要であると考えておりますので、接種に当たって可能な範囲でかかりつけ医に事前に相談や確認をしていただくよう、接種を受ける方には御協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 確認をいたしますが、通常のかかりつけ医を持たない方については、そのかかりつけ医に確認ということも必要はないということによろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） かなり具体的なことでございますので、担当いたします保健福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

基本的にかかりつけ医がおられない方につきましては、そういった確認をとられる必要はない

というふうに町としては考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 必要ないということです。

そして、全国の動きを見ておりますと、優先接種の関係なんですが、ワクチン予防接種の対象にならないのが、12歳未満の子どもたちであります。この子どもたちを育む保育所、また、学童保育所、学校でのクラスターの発生を防ぐために、このような業務に携わっておられる方々を優先接種の対象にという動きも見られているところであります。

保育所、また学校等での関係者、指導員、先生、保育士の方々についての優先接種に対象にするかしないか、それらの検討もされているか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからお話のありました、いわゆる対象者の部分でございますが、ここにつきましては、それぞれ、今からのこともございます。今、担当課のほうで想定している、考えているところの基本的なところについて御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問のほうに現段階の今の検討状況について説明をさせていただきます。

先般、全員協議会のほうでお示しをしました吉賀町新型コロナウイルスワクチンの廃棄防止指針、こちらのほうの、いわゆる余剰ワクチンの接種対象の中に、その他クラスター発生予防の観点から接種が必要なものというようにところで規定をしておるところでございます。

ただいま議員御指摘のとおり、学校であるとか、あるいは、学童、保育所等々においてのクラスター予防を図っていくというようにところについては、非常に重要なものではないかというふうに考えておるところでございます。

そういったところから、実際、今後ワクチン余剰等々が発生した場合に、こういった従事者の方々に優先的に接種ができるよう余剰ワクチンのほうを活用して、接種の推進を図ってまいらう、今現在調整のほうを図っておるところでございます。

一応、そういった状況で今検討を重ねておるところでございますが、それ以外の職種につきましても、クラスター予防上必要があるというような職種等々がございましたら、その辺の適用については拡大をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、例えば、タクシーやバスの運転手さん、また、飲食店を含むお店を開いておられる方など、人との接触を通じてしか仕事のできない人たち、そ

ういう方も順繰り、その後のほうに付け加えるかどうかということについて、検討の対象になっているというふうに伺っていいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど担当課長申し上げましたように、廃棄防止の指針を今策定をさせていただいて、先般、説明もさせていただきました。それに沿ってということでございます。

今、申し上げましたように、クラスターの発生予防の観点から接種が必要なものというような定義づけもあるわけでございますので、これからの接種の状況等見ながら、そこらあたりの優先順位をつけながら対応するという前提で検討させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 検討をお願いをしたいと思います。

それと、6回目の質問ということで通告には示しておりますが、ワクチンの入荷状況にも左右されるわけですが、対象となり予約された人たち、予約の状況にも変わりますが、接種を終える時期の見通しについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最終的な接種を終了する時期の見通しということでございますが、現状におきましては、遅くとも本年の11月末までには完了させていただきたいというふうに思っております。

当初、我々としてもそうしたことで想定をしておりましたし、それから、先日は首相のほう接種については、11月で完了するよというよいう意向も表明をされておりますので、11月末ということではございますが、1日でも早く接種が完了するよというよいうことで検討させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11月までにはということでありまけれども、今、65歳以上の方の接種が続けられているわけですが、その体制というのは維持した形で65歳未満の方の接種に入っていくということになるのか。その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 吉賀町の場合は、現状で申し上げますと、御案内のとおりなんですけど、当初は8月23日までで接種を行うよというよいう計画をしておりましたが、これが先ほど来、申し上げておりますよように、菅総理の御発言によりまして、どうにか7月末までのところで全てを終了する予定よというよいうことで組替えをさせていただきました。

それは、どうした形で体制をとったかといいますと、各開業医先生のところでの接種回数を増やす。それから、もう一つは、六日市病院のほうへ大変御無理をお願いさせていただいて、今月

の末の週末から集団接種をしていただくということで、どうにか国からの要請に応えることができました。

とは言いながら、先日来、一部新聞でも報道されておりますが、吉賀町の接種率を見ますと、特に近隣、あるいは県内的にも接種率は今低うございます。ですから、先行しております自治体をただ単に追い求めるだけでは、同様に接種の完了が遅れてくるということになりますので、いろいろなことをこれからも検討させていただかないといけないわけでございますが、当座65歳以上のところは、もう組み込みをしておりますので、これを変更することはできませんが、64歳以下の、いわゆる一般接種の方につきましては、これまでの今行っております接種の方法でいくのか、それとも、今度は集団接種を増やして、そこに重きを置いていくのか。そこら辺は医療関係者、医師会等のほうといろいろ検討させていただいて、より早い有効的な接種体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 65歳以上と65歳未満、それほど人数に差があるわけじゃないというふうに理解をしております。

11月までという御答弁ではありましたが、医療機関との協力得る中で、早期に進められることを求めているわけですけれども、今、予約を入れられた方はいいんですけれども、予約を入れていない方、また、その予約を入れたいんですけども、お医者に行くすべ、いろいろ自宅で介護を受けている方、また、障がいの重い方等もおられるわけですけれども、そういう方々については、個別の相談体制をもって対応しているという考えか、その点お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、65歳以上の方、当初は受付のところ随分混乱いたしまして、御迷惑かけたところでございますが、その受付の際にも、どうしてもいわゆる接種会場に向けての、いわゆる輸送といいますか、その手段がない方については、町のほうでも車のほうも準備をさせていただいております。それ以外にも、今、議員のほうから御照会ございましたような案件もたくさんあるわけでございますので、可能な限り、いわゆるその行政だけでなくして、福祉職場の皆さんとも連携しながら、一人でも多くの方に接種を受けていただけるような体制を考えていきたいなというふうに考えております。

〔総務課長 野村幸二君着席〕

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 分かりました。また後ほど時間がありましたら、接種の問題でお聞きをしたいというふうに考えております。

次の質問に移りたいわけですが、若干、質問の順番を変えさせていただきます、同じ

福祉関係の問題であります介護保険料の負担軽減ということを先に質問させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

介護保険制度が始まって22年となります。吉賀町の介護保険料の基準額の推移を県の資料から見ますと、月額で第1期、これは平成12年から14年ですが、2,758円となっております。

現在、第8期というのは、第7期の後半の保険料と変わらない6,600円ですが、第1期から比較をいたしますと2.4倍ともなっております。

一方で、買い物のたびについてくる消費税、これは平成元年、1989年の4月に税率3%で導入され、平成9年に5%、平成26年に8%、それから、2019年、令和元年になりますが10%と、介護保険制度と重なる期間に2倍の負担増となっております。

一方で、これは、私が財務省の資料から求めた分ではありますが、ちょっと年数が若干違うので申し訳ないんですが、平成23年から平成31年、令和元年ですが、この間に大企業、いわゆる資本金10億円以上のところの利益剰余金というのが示されております。この利益剰余金といいますのは、会社のもうけが蓄積されてきたものでありますが、これが平成23年、2011年には171兆円から、2019年、令和元年では293兆円、1.5倍にもこの利益剰余金、大企業のもうけが膨らんでいるわけであります。

社会保障の財源と導入された消費税2倍、また、介護保険料は2.4倍で、先ほど言いました大企業の利益剰余金、これは……、すみません、1.8倍でした。171兆円から293兆円と上がっていますが、法人税の基本税率、これが消費税の導入前に42%だったものが、23.2%と5割5分、約2分の1に減っているわけです。この現実を町民の負担感から町長がどのように受け止めているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして介護保険料の負担軽減をということについて、まず前段の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

介護保険料は、所得段階別に原則として9段階の設定となっております、被保険者の所得が低い場合には、保険料負担も低くなる仕組みとなっております。

介護保険の趣旨として、助け合いの精神により、皆が少しずつ拠出し合うことによって、介護というリスクを乗り切ろうとするものであることから、リスクを有している被保険者は全て保険料を負担することが前提でございまして、これにより必要な給付を賄っております。

先ほど来、御紹介ございましたが、平成元年に導入されました消費税も令和元年10月には10%に引上げとなる中で、全国的に第8期介護保険料については、第7期介護保険料より145円増えまして、全国平均で月額6,014円になるなど、保険料は高騰傾向にございます。



吉賀町につきましても、令和2年度におきまして、介護認定者数の増加及び介護給付費等の高騰により、介護保険事業の運営に支障が生じるため、第7期介護保険事業計画期間中ではございましたが、月額保険料基準額を6,100円から6,600円に増額をしております、年間保険料は国民年金、基礎年金支給額の約1割を納付していただいていることとなります。

町といたしましても、これ以上の保険料の高騰は、高齢者にとって極めて厳しいものと認識しているところでございます。

先ほども利益剰余金のお話も御紹介もございましたが、そうしたことを鑑みますと、この介護保険料の保険料というのは、非常に皆さんにとっては厳しい金額であるということは重々承知をしていることを申し添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 厳しい状況について承知をされているということですが、ここで先ほど利益剰余金の11年間でどのくらい増えたかという、「1.8」と言いましたが、「1.71」の間違いでしたので訂正させていただきますが、以前、私が、これは平成30年3月ですが、一般質問におきまして、介護保険料のことを聞いておりますが、町長はこのときに、「高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、県内市町村等々と連携をいたしまして、国に対し効果的な対策を講じるよう要望してまいりたいと考えております」と答弁されておられます。

この効果的な対策として、町長はどのようなものをお考えおられたのか。この点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、平成30年の答弁についてということになるわけですが、藤升議員からの介護保険料の大幅値上げ中止を求める当時のその質問の答弁といたしまして、第8期計画以降におきまして、被保険者数の減少や都市部高齢化率の上昇等により、吉賀町に限らず県内や全国の自治体に共通した問題であり、高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、県内市町村等と連携し、国に対し効果的な対策を講じるよう要望していきたいという旨の回答をさせていただいております。

残念ながら現時点におきまして、その進展には至っていないわけですが、先ほど来、申し上げておりますように、吉賀町の介護保険料も高騰を続けておきまして、介護保険給付準備基金も減少する中、高齢者の経済的負担を軽減しつつ、介護保険財政の安定化を図っていくには、国において効果的な対策が必要との考えに変わりはありません。そのためには、一単独保険者での取り組みでは限界がございますので、圏域や県内保険者と連携しながら情報交換等を行い、国において効果的な対策を講じられるように要望してまいりたいと思えます。その考えには変わ

りはございません。

それから、先日、ある新聞を見ますと、読者の方の投稿がありまして、目を引いた記事がありました。そこを見ますと、今はもう既に高齢化社会と人口減少時代を迎えておって、いわゆる高齢者の生活を支える若い世代と申しますか、生産年齢人口の世代が非常に少なくなっているということで、この今の介護保険制度自体がどうなのかというような疑問を投げかけたような投稿でございました。

その方も確認しておられましたが、今ここに来て、そういう状況を見ると、介護保険制度の、やはり抜本的な改革を国として、やっぱり着手していかなければならないのではないかというような言葉でございました。私もそこへ同感するところは多分にあるわけでございます。

吉賀町もどうか努力しながら、第7期の最後のところで6,100円をさせていただいた。これを第8期のところで据え置くという形で計画を立てさせていただきましたが、それでも県内にある11の保険者の中で吉賀町の介護保険料というのは、低いほうからいって8番目なんです。ですから、もう高いほうに入るというような状況でもございます。

そうしたことを考えますと、なかなかその小さい自治体、保険者にとっては、現状を打破する、改善をするというのは非常に厳しい部分があるかと思っております。ここは、先ほど読者の方の記事も紹介をさせていただきましたが、国において抜本的な、やはり改革をしていくという必要はあるかと思っております。

それが、やっぱりすぐできないということであれば、やはり何が必要かということ、例えば国からの財政支援であったり、それから、もう一つは、以前からもやり取りはさせていただいておりますが、いわゆる他会計からの繰り入れの部分ですね。こうしたところの緩和、こうしたところは考えていただくとか、余地を与えていただくとか、そうしたこともやっぱり検討に値するのではないかというふうに思っています。

ただ、それが今現状では、基本的には許されていない状況でございますので、そうしたことも検討しながら、国に対しての要請等は、関係する保険者あるいは県内の自治体と一緒にお願いをさせていただきたいと、そういう思いでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 国からの財政支援、また、他のところからの繰り入れの緩和と。そういうことが許されていないという今御答弁でしたけれども、実際に日本全国どこもやっていないかということ、そうではありません。それをやっぱりやるかやらないかでありますが、やっぱり大元は国の制度。もともと老人保健のほうによりまして、介護保険制度が始まる前までは措置という形で行われていたものを保険制度が取り入れられた。そのために保険料を払わざるを得ない。

その保険料というのは、今、先ほどは9段階の所得段階別と言われましたけれども、所得の低い人のほうが負担率が高くなる。軽減の部分もありますけれども、総体的にグラフ化すれば、所得の低い人の負担の自分の所得の比較をすると、介護保険料の割合ですが、収入、所得の高い人のほうが負担率が低い、そういう傾向がありますから、そこから辺も、これは前も述べましたけれども、もう一度見直しをするということも必要であろうと。

なおかつ、国からの財政支援、前も述べましたが、自民党も今国から公的な財政の支援として50%となっておりますが、これを60%に引き上げるということも一度は言ったことがあります。そういう状況であるということをしかりとつかんでいただいて、さらに強い取り組みをすることが必要であるというふうに私は考えております。

難しいということを昨日も経済常任委員会で商工会青年部の方も来ていただいて、お話を伺ったわけですが、その「難しい」という言葉が、やっぱり役場職員の側から何回か出るわけですが、その難しいということと言う前に、どうしたらできるか。これは次の質問の中でもまた改めて述べますが、しかりとした取り組みが必要であるというふうに思います。

時間が次の質問でたくさんかかりそうですので、次の質問に入ります。

緊急事態宣言等により急激な売上げ減少に見舞われている事業者支援をということで質問を行います。

まず最初の質問は、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株が全国に広がり、4月25日から3回目の緊急事態宣言が発出され、5月16日から広島県も実施区域となり、6月20日まで延長されました。

さらに、5月13日には、町内で感染者が確認され、イベント、人の集まりが中止、縮小され、人の流れが一気に少なくなりました。

外食であったり、行事用弁当の利用が急激に減少し、営業を続けることができるか、店を開けても極端にお客さんが少なくなったために、準備をしても注文に結びつかない。人の流れが見えなくなり、売上げ減少という困難を強いられている事業者さんに向け、今ある吉賀町中小企業者等事業継続支援金の対象期間と支援金の拡充、一時金支給など、事業の継続を図るという目的を確実に達成できる対策を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、緊急事態宣言等による急激な売上げ減少に見舞われている事業者支援をということについて、前段の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、御承知のとおり、5月13日に町内で初めて感染者が出て以降、これまでのところで合計で14人の方の感染を確認をしておるところでございます。

す。感染拡大防止に向け、イベントの中止や外出の自粛等によりまして、特に飲食店での売上げが減少しているのは承知をしております。

これより前に5月の臨時会においては、2回目の緊急事態宣言により影響を受けた方を対象にした支援金を予算化しており、5月は対象外というふうになっております。しかし、6月1日からの受付につきましては、既に、これは一昨日の状況で申し上げますと、35件の事業者の方が申請をしてきておりまして、こうした状況の中で、現段階において対象期間と支援金の拡充を検討するには少し無理がきているような状況でございます。まずは、2回目の緊急事態宣言で影響を受けた事業者についてしっかり町として支援をさせていただきたいと考えております。

今回の対象期間以降の状況につきましては、引き続き商工会と状況整理等を行いながら、対策等について協議を継続してまいりたいと思います。

もう一つは、県の制度、後ほどあるかと思いますが、ございますので、こうしたところとの制度設計についても検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

〔産業課長 堀田雅和君着席〕

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 既にこれまでの事業継続支援金35件の申請ということでありました。そういう点では非常に厳しい状況という点が、5月の売上げ減を見なくても、それだけあるということで、町内の事業者さんの深刻さというのは表れていると思います。

それで、島根県、先ほど町長のほうからちよろつとありましたが、今、開かれている定例議会には、島根県の定例議会ですね。島根県給付金制度の創設が提案をされています。実際に、動き始めるというのが7月1日の県議会の最終日以降だと想定され、飲食業部分では、年間の売上げが前期か前々期と比べ30%以上減少か、昨年12月から今年3月の売上げが50%以上減少という条件が示されております。

今、本当に収入がほとんど途絶えたというような方に対しては、これを待つてからの制度設計では遅いんではないかというふうに考えます。直接、当事者、事業者の声を聞き、急いで対応することが必要と考えますが、町長の意気込みについてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 島根県が今準備をしておられます制度等についてでございます。

島根県の対策につきましては、新聞等の報道で承知しておりまして、町内においても対象になる事業者がかなりおられるというふうに想定をしております。

現在、町内の状況につきましては、これまでもそうでございますが、現在も商工会を通じて情報収集をしておりまして、それいかんによっては新たな支援制度も早急に検討しなくてはならないというふうに思っております。

既に、そこらあたりのデータにつきましては、担当課、特に担当課長が中心になって商工会のほうといろいろなことを今、いわゆるデータ等の突き合わせもさせていただいております。

結論を言えば、第一波、第二波、いわゆるその緊急事態宣言もそうなんですが、それを追うごとに、事態は非常に深刻になっているということは、紛れもない事実でございます。

ですから、そこらあたりをどういうふうな形で手だてを打っていくかということが必要になりますので、先ほど申し上げましたような、いわゆるこのデータを基に、商工会の皆さんと一緒に検討を重ねていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ気になるのは、ああして今島根県が補助金の名称は、飲食店等事業継承特別給付金という名称になるんだろうと思いますが、総額で33億3,300万円ですか、今、準備をされるというふうに聞いておりますが、その補助金の流れが、町を経由するものか、もう一つは直接事業者さんに行くのか。そこらあたりも、まだ私のところでは情報を持ち得ていないところもございまして、そうしたところも見極めた上で、有効な対策については引き続き検討をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この間、職員の方も現場に出向いて調査もされておられることだろうというふうに思いますが、職員の方が体感した今の厳しさから導き出された対策の提案というものはあるのか。その点についてお聞きをいたします。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員の肌で感じたところでの対策の提案ということでございますが、なかなか職員自身の客観的なところでは見えないところもありますし、そこはやはり、先ほど来申し上げておりますように、商工会様との協議の中で、全体を見回す中で適切な対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

もう一つは、そうは言いながらも、我々として御協力できるところといたしますのは、昨年から徐々にではございますがやっておりますお昼のお弁当であったり、それから、夕食の部分をテイクアウトで飲食店のほうへお願いをさせていただいてそれを持ち帰って食べるとか、そうしたことで、わずかかも分かりませんが、それぞれの立場で協力できるところは今申し上げたような形で取り組んでいるということを申し添えておいておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 以前というか、今年の2月14日に地域商社パネルディスカッションというのがありました。ここで、島根県西部県民センターの坪内所長から、これだからできないではなく、こうすればできるという姿勢が県に必要という趣旨で御発言がありました。役場においても同様に、問題解決のために、まず、現状把握を行うという考えが浸透しているとい

うふうに町長は考えるかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域商社のパネルディスカッションで、当時の西部県民センターの坪内所長様に講演をお願いして、その中でこうした御発言があったというのを私も非常に鮮明に記憶をしております。

そうしたことを含めての御質問でございますが、日常業務におきましても様々な問題がありまして、その都度、職員はいろいろな角度から状況分析、現状把握を行った上で対応しております。そのことから問題の明確化を図り、要因分析を行った上で計画を立案しているというふうに考えているところでございます。

また、なるべく現場に出向いて、生産者の皆様であったり、あるいは企業の皆様の生の声を聞くようにということを指示をしております。

とりわけ今年度当初の庁議におきましては、私のほうから3つの伝達ということで、そのうちの1つが現場に足を運ぶと、現場主義であってもらいたいということを管理職を通じて全職員のほうへ周知をさせていただいたところでございますので、これからもそうしたスタンスで、まず現場を見ると、生の声を聞くというその心づもりで業務に当たっていただけるものというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 職員の方には現場にということ、周知をしているということですが、ところが、私も先月末から何軒か、飲食店をはじめ商いをされているところにお話を伺って聞きました。その中で言われたのは、まず、役場の人に今の実情を見てほしいということでした。対策云々とかじゃなくて、まず今。

先ほど町長の答弁もありましたように、現場に足を運ぶということを繰り返し私も言っているわけですが、町長も周知はしていると。ただ、今回のこの5月の状況について、役場に問い合わせをしたときにどういう返事が返ってきたかということ、先ほど紹介しましたが、県の事業がある。これがどうなるかまだはっきり分からないからとか、要はすぐに動けない。動こうという方向が出てこない。そこには何でそのような、町長が言うことじゃない現場があるということについて、町長はそのことについて認識をされていたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁の内容が質問の趣旨から外れておりましたら御勘弁いただきたいと思うんですが、現場を見るというのは、確かに、ああして飲食であったり、あるいは宿泊のところへ自ら職員が出かけて行って食事をする、それからその状況を見る、それから食事をする、宿泊をしないまでも、まずその現場に足を運んで、今本当に閑散としてお客さんがおられないんで

すよという、そのことを見ていただきたいという意味かも知れません。そうした状況だろうと思います。そこへ役場の職員が行っていない、姿が見えないと、こういうお話だろうと思います。

1つには、感染防止対策ということで、感染防止対策が取っていない、十分でない飲食店——これは町内でということではなくて、町内外含めてなんです。そこには、まず、我々の公務に当たる職員として感染リスクを下げないといけませんから、そうしたところにはやっぱり足を運べない、3密はやはり避けていかなければならないということで、幾らかそこへ規制がかかる部分はあるかと思えます。

ただ、そうした、現場を役場の職員が見ていないという御指摘があれば、ここはやはり真摯に受け止めていかなければならないというふうに思っています。

特に、担当課ということになりますと産業課ということになるわけですが、それは産業課に限らず、そうした現場をしっかりと見てほしいということであれば——あればという言葉も変でございますけど、そうしたところ、やはり、現実を見るために足を運ぶということは、これは必要なことだろうと思えます。

それから、現場でのやり取り、それから電話でのやり取り、窓口でのやり取り、いろいろあるかと思いますが、窮状を訴えてもそれがすぐ形にならないという、こういったお話だろうと思いますが、すぐに動かないということだろうと思えますが、公のところがする仕事でございますので、制度設計には幾らか公平性であったり、そうしたところを加味しながら制度設計をしなければいけませんので、少し時間がかかるというのは、これは御理解を頂きたいと思えます。その時間の部分を極力短縮できるように取り組んでいくというのが、我々に与えられた使命だろうというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私が言ったのは、事業者さん、何を求めていたかと。私を感じたのは、一緒に考える、一緒に伴走する——伴走というのは一緒に走るといふほうの伴走ですが、一緒になって物を考える、そういう姿勢だというふうに受け止めました。

5月の後半、それ以前に、商工会の方も役場のほうにも足を運んでおられたというふうに聞いております。そういうときに、今言うてこられたことが厳しいことかということを職員としての感覚で、まずちょっと現場見てみよう——今感染のリスクもあります。ですから、行けなければ、電話ですいませんと、それは、僕はできると思えます。

役場の職員の方が忙しいから行けないとか、そういうような仕事の忙しさを理由にしてなかなかできない。そういうような状況ということについて、町長はどのように感じておられるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それぞれの事業者の皆さんあるいはその店主の皆さん、いろいろな御相談を持ちかけたときにその対応が極めて遅いということであれば、手法を選ばず、それはやはり適切な対応ではないというふうに思いますので、そこはやはり改めていかなければならないというふうに思います。

それから、それぞれの事業者の皆さんに伴走して共にいろいろ考えていく、このスタンスは否定するものではございませんし、そうした考えでない物事というのはいまうまくいかないというふうに思っております。

ただ、かなり数ある事業者の皆さんと個々にとすることは、現実問題としては難しいところがございますので、それを束ねる状況を一樣に把握しておられる商工会の役員の皆さんあるいは職員の皆さんと相対的なお話をさせていただくということが、制度設計の前段としては、やはり必要になってまいりますので、そこは御理解を頂きたいと思っております。

それから、仕事が忙しくて云々という、そこは私も弁明をいたしません、やはりこういった状況でございますので、優先順位も当然あるかと思っております。その中で、今のような状況であれば、まずは、優先順位からすれば、コロナの対策といえますか、そこが一番、かなり上位のところへ来るのは間違いないことでございますので、この前も柿木庁舎を閉鎖したりというようなこともございまして、町が作っておりますBCPを発動させました。通常BCPといえますのは自然災害を想定をしたBCPであります。いわゆる、業務を、何を優先順位をもってやるかと、通常業務をランク付けをして、優先順位の高いものを大優先、低いという言い方はおかしいんですが、そうしたものは後に回して、まず急ぐべきものをしていくと。こういうことで計画を作っておりますが、これを今回の新型コロナウイルス感染症対策にも準用させていただいて対応させていただきました。ですから、一番住民に身近なところのサービスを大優先にさせていただいて、少し時間を、猶予があって対応できるものはそうした対応をさせていただいたということで、その業務のところでお不便をおかけをした方も多分におられるかと思っておりますが、そこは優先順位ということで御理解を頂きたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 優先順位、確かにあると思います。でも、例えば商工会の方、全体を把握しておられる方が役場に来て、窮状を訴えた。それをじゃあどこまでかいうのは、全部のことを聞き取りをするということは大変厳しいと思います。

ですから、少なくとも幾つか、直接事業者さんの声を聞く、そのことにまず行かないのはなぜか。それが非常に分かりません。商工会の事務局の方も一軒一軒、お店等、回っておられました。一緒に同じところへ行くこともありましたけども、会長さん先頭に一軒一軒歩くということ、



そういうことを通じて会員さんも増えているというお話も伺っております。

役場に対しての信頼をより築き上げるという点では、全部行かなくても何軒かのところにも行く。「おっ、職員は動いてるで」とうわさが広がります。僕はそう信じていますが、ですから、まず先ほどの話ではありませんが、できないといういいわけじゃなしに、まずやってみる。そこんところでもう一度答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずは現場に足を運ぶということでございますし、それから、これだからできないということではなくて、こうしたらできるというような、いわゆる発想の転換でもあろうかと思っておりますので、そうしたスタンスでこれからも、特にコロナ禍のこうした状況でございますので、様々な制度設計に向けても取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 積極的な取り組みをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。ここで、10分間休憩します。

午前10時11分休憩

.....  
午前10時21分再開

〔税務住民課長 榎木昭典君着席〕

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、施政方針の中身について10項目を通告をいたしましたので、それでは第1項目につきまして、「まちを一つに」というスローガンを掲げて、町長に就任されて以来、3年8か月が経過いたしました。政策のフレーズとしては大変いいことだと思いましたが、その結果はいかがだったでしょうか。

現況、地方を取り巻く環境に好条件のものは存在しないとする中で、この町の未来を輝かせるため、一体感の醸成を果たすことは自分の使命であると、今年度の施政方針の中にもあります。育ててよし、元気よし、住んでよし、この3つのよしの吉賀町を目指していくことが、私の基本姿勢であると明記されております。

この公約に対しまして、項目ごとに果たされて一定の成果があったであろうと、自分が自信を持って言える具体的項目、事例をお示しをいただきたいと思います。

私としては、むしろ「まちを一つに」というスローガンの問題は、住居表示の問題とか、第三

セクターの問題等々で、住民感情としては、二つに二分化、二分に分断されて、より深い溝ができたのではないかというふうに感じておりますが、町長の感触としてはいかがでしょうか。まずそれを、回答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の1点目、施政方針についてということで、まずは一体感の醸成はできてきたかと思う具体例はということで、お答えをしたいと思います。

御紹介もございましたが、施設方針におきまして、この町の未来を輝かせるために一体感の醸成を果たすことが自分に与えられた使命であると考えまして、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、育ててよし、元気よし、住んでよし、この3つのよしの吉賀町を目指していくことを基本姿勢として、引き続き行政執行に努めると述べたところでございます。

これは、施政方針に限らず、私がこの職に就任をいたしました一番最初の所信表明でも申し上げたところでございます。

就任をいたしまして、3年と8か月が経過をいたしました。これまでの施策によりまして一体感の醸成が実現できているかといえば、これは開会の冒頭でも申し上げましたが、残念ながらまだまだというような感じでございます。このことは、定例会の冒頭で申し上げたフレーズでもございますが、こうした中ではございましたが、その実現に向けて様々な重たい課題にも取り組んできた、この3年と8か月でございました。

一例ということで申し上げたいと思います。決して、それが成就したとかどうとか、こういうスタンスでないということは、お含みおきをいただきたいと思います。

まず、地域医療を守る取り組みにつきましては、御案内のとおり島根県、社会医療法人石州会、そして吉賀町の三者により構成されます吉賀町医療介護あり方検討会議において、妥当と示された社会医療法人石州会、六日市病院の公設民営化、これに向けて必要な検討を鋭意行っているところでございます。

また、現在進行中ですが、防災行政無線の再整備、それから大きなまた問題でもございました地域交通の見直し、こうしたことにも取り組んでおります。さらには、少子化対策ということで、これはいろいろ御議論のあるところというのは承知をしておりますが、子育て環境につきましては県内でもトップクラスの様々な支援を継続をさせていただいております。さらに、やはりその地域を元気にするというスタンスから申し上げれば、公民館のあり方、これについても種々検討を重ねていただきまして、今体制整備に着手しようとしているところでございます。あげれば切りはございません。

施政方針で述べたようなことでございますし、また後ほども施政方針について個別の案件についての御質問もございますので、その中でお伝えをしたいと思います。いずれにしましてもこ

うした様々な「よし」の土台の上で、住民の方々の一体感の醸成が必ず図られる、醸成されるものというふうに信じておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そうした中で、先般の今月4日ですか、山陰中央新報におきましても2期目に出馬表明するという記事が出ておりましたし、先ほど町長が答弁にもありましたように、6月の11日の議会の冒頭で、挨拶では実現できたことの総合戦略の中で、人口減少4.6%の落ち込みで済み、県下でも減少率が上位6番目になったというふうなことも報告をされました。

これも、ある意味では町内のもともとの住民の方がUターンされたりとか、他県からIターンがということも多少はありますけども、やはり大きくシェアといいますか、占めておるのは外国人の就労者ということであろうと思います。島根県下でも、もとは出雲が一番で、外国人の就労者が多いということでしたが、今は県下でも吉賀町が一番というふうなことになっているようでございます。そして、その外国人が300人ぐらいおられると思うんですけども、4月現在でしたかね、6,018人、人口が出ておりましたが、そういう状況であろうというふうに思います。

そうした中で、先ほど町長もいろんな地域医療の問題とか、防災無線、地域交通、少子化の問題とかいうことを述べられましたけども、私は大きな反省点っていうのは、やはり七日市の大規模火災、前代未聞の22棟を全焼したというふうなことがまずあげられますし、六日市学園の閉校の問題もあります。そして、一応ももとは六日市病院も公設民営というのを、令和4年ですか、それを目途としていたものが、公設民営の移行が未実施のまま6年というふうなことで移行されております。

そして、社会経済活動の地域商社の問題とか、第三セクター解散等々の問題、そうした中で今年度当初予算も一般会計の否決があった前代未聞の話でございますけども、そういった事例もございます。

やはり、リーダーとしての志半ばの中で、責任として重たい課題を解決のために、次期立候補と述べられますことは、それは非常に大事なことではありますけども、やはりこれからの課題は、人口増加を掲げる上に、先ほど述べましたようなことは、必須条件で私はあると思うんですよ。そうした中で、現実、住民がなかなか納得はしない政策事業もあるかと思っておりますけども、やはり等しくこれならっていう理解がいただけるというものが、問題であろうかというふうに私は思っております。

そして、さらにやはり未来を輝かせる実現を目指す道しるべということになりますと、第2次まちづくり計画とか、総合戦略であろうとは思いますが、やはり過去の実績と反省に立って、積み残した課題を教本に依存するばかりじゃだめなんです。ますます加速する少子高齢化の現実

を直視しなくてはなりませんし、決して潤沢でない財政の中で、事業につきましてももっともっとスピードをあげなくてはならない事業がたくさんございます。

その中では、不要なとまでは言いませんけれども、ここで思い切って切り捨てなくてはならない事業であったりとか、いわゆる目的達成の期日を不可能な希望的公約をするべきじゃないと思うんですよ。そういうことをされると、それはこの住民、町民にとっては大きな災難だと私は思っております。

そうした中で、今後の経済の好循環、当然、町民の可処分所得の平均幾らかは町長把握されておられるかしりませんが、その辺のところではやはり町民の所得向上、可処分所得の向上ということが、今後の町政の繁栄にもなりますし、家庭の安全安心でもありますので、その辺のところのいろんなことを包括的に含めて、今後安心安全な幸せを与えられる町政の政策の今後の抱負の一端ですね、そうしたものを各項目ごとといたしましょうか。その辺で具体的に述べてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ御意見がございました。当然、住民の方は等しくいわゆる政策について御理解をいただいて、全体にやっぱり享受をしていただくというのが本質でございますので、そうしたことを大前提に六千数百人の方に等しくそうしたことが享受できるような施策を策定し、それを展開をしていかなければならないというふうに思います。

その基本となりますのは、今総合戦略もございまして、特に今年度は最終年度になります。それから、いわゆる基本的な計画でありますまちづくり計画、これも今年度のところで策定、新たに更新というような作業が出てくるわけでございますので、基本はやはり財政基盤でございますから、場合によっては事務事業を精査をしながら、スクラップ・アンド・ビルドで対策等を講じていかなければならないということもやはりあるんだろうと思います。

本当に今御指摘がありましたように視野を広げて、裾の広い施策ができるように、そうした思いでこれからも対策を講じてまいりたいと思います。

それから、個別のことについてお答えをしていただきたいということでございましたが、御指示のあった内容についてお答えをしてよろしいのでしょうか。

それでは、今回通告の中で10項目といたしながら、先ほどの一体感のところは冒頭申し上げましたので、残り9つ項目がございしますが、それぞれ少し時間がかかるかもわかりません。かなりのボリュームでございますから、そうしたことで答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村議員。

○議員（9番 河村由美子君） すみません。私は、10項目述べましたけれども、1項目ごとにやっていきたいと思いますので、まず先ほど言いましたように2期目を目指す町長の施策の抱負

ですね、その辺を述べていただけたらと思うんですが、いいですか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、その後に各項目をやりたいと。

○議員（9番 河村由美子君） そうそうそうそう、そうですね。

○議長（安永 友行君） はい。時間配分大変ですけど。

○議員（9番 河村由美子君） はい。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 飲み込みが悪うございました。大変失礼いたしました。2期目に向けての抱負といいますか、これは開会の冒頭で申し上げた挨拶に尽きるわけでございます。

ほかの議員さんからもそういった内容の今回通告もあるようでございますが、まずは所信表明あるいはこれまでの何年間かの施政方針で述べてきたその政策について、本当にできたものもあればできていないもの、できていないものもたくさんあるわけでございますから、言ってみれば志半ばでございます。そこをまず成就するためには、今この残された4か月を全うして、この職を放棄するというわけには私の責任としてはできない。そうした思いでいろいろな関係者の皆さんと御相談し、判断をさせていただいて、最終的には自分の思いで次期に向けてもう一度チャレンジ、挑戦をさせていただこうということで決断をさせていただいたところでございます。

抱負ということになりますと、それぞれやっぱりどうした形で、柱を持って施策を打っていくのかということだろうと思いますが、やはりこのコロナ禍でございますから、まずは今与えられたコロナをはじめ、それに付随したたくさんの課題があるわけでございますから、当然今のコロナの関係が、ワクチンも打っておりますが、大きく好転をするということは考えるべきではないだろうとことになりますと、今やっております本当にそれぞれの課題、課題に向けた取り組みの施策、これがまさにまだ、仮に私が次の任期も与えていただければ、同じようにまずはそこからスタートしていくのが、やはり基本的なスタンスになるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなかお品書きを述べたように、志半ばで政策のことがきちんとできていないということもあろうかと思いますが、やはりあくまで抱負というのは町民に対する約束でもありますので、その辺にはやはり多額な予算であったりとか、社会的に今のようなコロナ禍の状況の中で、厳しい面もあろうかと思いますが、やはり志というのはきちっとして、それに向かって突進しなくちゃいけないわけではあります、とはいいいましても世の中の社会情勢、背景がどんどん変わっていくわけですから、その辺で臨機応変に方向、かじ取りを切り替えるということも、それは指導者としての能力の問題だと思いますので、その辺のところをやはりいろんな出来事が、当然、石の上に三年という時代ではありませんので、いろんなことも

ありますから、その辺で今後のことに生していくべきだというふうに思っております。

その辺で抱負についてはあまり、このものを土台にして延長していくんだということでございますので、そのことは1点目につきましては置きまして、2点目に移りたいと思いますが、空家対策のということ、この先般、6月に計画策定が完了したという中で、調査の結果表をいただきました。

そうした中で、町内の空き家の件数が362件、その中で持ち家が、六日市が90件、持ち家がですね、七日市が85件と。空家の比率としては、蔵木のほうが70件で26.2%というふうに、七日市が85件中16.7というふうに、かなり空家の件数も、全国でもかなりの空家が出ておりますので、大変人口が減って、高齢化になっていくということの中で、持ち家の管理もできないという状況ではあるんですけども、そうした中で前から法律はできておまして、よその、島根県下でもやりましたが、行政代執行というようなこともあって、納税義務者がおられないとか、いろんなことの状況の中で危険度が高いということであるんですけども、七日市の例でいいますと、通学路を指定したところで、非常に危険な家屋が多くございまして、私の連担地でも私が調査しただけで、今住んでおられないというのが43件、上からずっと横立へ向けてあるんですけども、その辺の空家の基準というの、空家っていうんだから人がいないことが前提なわけなんですけれども、調査がちょっと全体で85って少ないような気もしたんですけども、それはそれとして私はこの空家を当然納税義務者っていうものがおられるわけだから、その辺できちっと連絡をとって整理していただく方向を、指導っていったらあれなんですけども、なかなか空家をとくと地価が上がるっていいですか、土地がもとの推準に戻るとかというようなことが全国にも法整備ができていない関係であるかと思うんですけども、それで特に多額な費用がかかるというようなことで、厳しい面があるかと思いますが、いろんな活用する方法もできるよう、グレードの家とか空家もあると思うんですよ。

先般、邑南町で羽須美地区というところで空家を改修しながら、最近はやりのDIYというようなことで、日曜大工的なことでDIY学校というようなものをつくったりして、空家の活用と地域の課題解決のためにつなげて、都市との交流を図って、地方へ人の流れを起こすという、交流人口を増やすというふうな記事もありましたが、その辺についての空家の調査をした危険度が高い、こうだとあだだということもさることながらなんですけども、それを利用して今後の交流人口であったり、人口増加であったりとか、それを再興することによって地域の活力につながるような方策ですね、その辺のところまで具体的なことが調査、結果が出とるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 空家対策につきましては、先般計画が、策定が完了したということと、

これからのスケジュールについて担当のほうから御説明をさせていただきました。

今回の計画につきましては、これまでも役場のほうが行いました基礎的な調査に基づいて、どうした対策を講じていくかという基本的な筋道をつくったものにすぎません。具体的なものは今からということでございまして、とはいいいながら基本的な姿勢といたしましては、一つ目には空家化を予防するという、二つ目は空家の適正管理と今お話がありました利活用の問題、もう一つは管理不全の解消ということでございます。

前後いたしますが、管理不全の解消ということにつきましては、先般も説明をさせていただきました幾らかの補助制度をつくりながら、老朽危険空家除却支援事業を制度化をしたいということで、状況がかなえば今年の9月の定例会のところで予算を計上させていただきたいなということで今準備をしているところでございます。

それから、最後のところでお話がありました利活用の問題でございます。邑南町の例もございましたが、まずは我々のところでできるということであれば、まず前段の空家化の予防をして、その中でどうしても空家になって適正な管理ができていくかどうか、さらにそれが利活用が可能であるかどうかというような見極めになるわけでございますが、これは当然、所有者の方がおられますし、その意にかなうような形であれば我々としてもそれは協力をしていかなければならないというふうに思っております。

それが今の段階で全町的な調査をして、これだけの空家があって、そのうちリフォームをして利活用ができるものがどのくらいあるかということの数は持ち得ておりません。そうしたことを今からやっつけていこうということでございます。そうしたことを仮にやるということになれば、なかなか行政だけでなく、場合によっては不動産を取引をされる業者の方であったり、そうした専門の方のお知恵もいただきながら、対策を講じていかなければならないというふうに思いますので、そうした利活用ができるということは非常にいいことだろうと思っておりますので、そうしたことによって町外、県外の方をこちらのほうへ呼び込むという施策の大きなベースになるわけでございますので、そうしたことも今回の計画になぞられて、対策を講じていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 事業につきましては、スピードを持ってあげて対応をしていくべきだというふうなことを申し添えておきたいと思っております。

それでは3点目に移りたいんですけども、吉賀町の水力発電について、私は現在、柿木にございますが、あれは当時農協の事業としてやられたということで、非常に柿木の方がそういうことを先進的に時代に即したといえましょうか、大変な事業をやられたんだなというような、すばらしい事業をやられたんだなというふうに思っておるわけなんですけども、このことを今、世の中

の世界の潮流といいたいでしょうか、脱炭素あたりとか、そういう環境も非常に言われておる時代に、この水力発電というのは初期投資はかなりのものがかかるかとは思いますが、私は今子育て支援とかそういうものに予算が回せるとかいう、売電料が多くございますので、利用して非常にいい事業だというふうに、環境に優しいしと思っております。

そうした中で、なかなか自然を利用してここにあるのは山、田、畑、水ということですよ。木であったりとか、とにかくあるものを活用して環境に優しくて、人様にも迷惑をかけないし、そういう事業を起こすことがこの町の経済力の発展にもつながるといふふうな中で、ちょっと横道にそれますが、何日か前に吉賀で風力発電所を検討するというような電源開発をして、山口県側に向けて東京のほうの会社が風力発電ですかね、これは。

これは何年か前にもずっと柿木から山口方面に向けて、たしかあのときは九州のほうの会社だったと思うんですが、構想がありまして現地説明も少しは手がけたんじゃないかと思うんですが、それで環境アセスメントというものがありますから、その辺りで頓挫して立ち消えになっているもんだというふうに思いますが、いずれにしても私は風力もいろいろな問題点が多くございますが、水力発電についてはこの事業をもう一つか二つっていいですか、拡大する考えはないのかどうなのか、町長がですよ。思っておるんですけども、その辺について地域的にいって随分、何代か前の町長のときでもその話が出まして、蔵木地区であったりとか、田丸地区であったりとか、その辺のところは適地というか、あるというような話もあったんですけども、やはり今後はなかなか交付税に頼るところも厳しい中で、やはり稼ぐまちづくりっていうのを考えていかなきゃいけないと思うんですけども、そうした中で今民間でもマイクロ水田発電とか、津和野町は木質バイオマス発電とか、そういった流れの中で吉賀町もこういったことを、事業を展開したらどうかという私の思いなんですけども、町長はどのように稼ぐまちにちなんでどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3点目の環境に優しい水力発電事業の拡大はということでございます。

前段でありました風力発電のこと、先般も新聞で大きく報道されましたが、これは大きい会社が報道によりますと、岩国市、周南市、それから吉賀町にまたぐところへ設置の意向があるということでございました。

現段階で当町に対してどうかということでございます。正式なアプローチはございませんで、またそうしたことがあれば、適正に対処していきたいなというふうに思っております。

それから、本題の水力発電事業でございます。結論を申し上げますと、柿木にあります吉賀町の水力発電所、お名前もつけていただきましたが、こうしたものを幾らか規模のあるものを現段階でハード事業としてやる考えはあるかということで申し上げますと、現段階においては現状はな



いということをもまず申し上げておきたいと思います。

先ほども御紹介がございましたが、以前、平成24年度に県が水力発電設備可能な場所として調査を全県的に行いまして、そのときに吉賀町からも数か所候補が上がりました。恐らくその数か所というのが御紹介のあった箇所だろうと思いますけど、それを県のほうで試算いたしますと、当時で申し上げますと建設経費といたしまして1か所は7億8,500万円、それからもう1か所は19億7,800万円ということで、売電をするわけですから、後に回収はされますが、いわゆるコストの問題であったり回収年度、それからFITにもこれは、要するに年限に20年という縛りがありますから、そうしたときに経済的にどうかということで、いろいろ検討させていただいて、その検討は中止をしたということでございます。

とはいいいながら自然エネルギー、脱炭素社会に向けての動きというのは今非常に加速をしておりますから、水力、自然エネルギーを活用した施策というのは非常に有効だろうと思います。

今回、ほかの議員さんからもそれに付随したような御意見もあるようでございますけど、御案内のとおり柿木の小水力発電所があって、しばらく前には大井谷で民間の有志の方が幾らかの財源を捻出をしながら、大井谷に棚田発電所という本当に小さい発電所を開設をされました。

私は、小さい発電所はマイクロ発電所ということで、ひとくくりかなと思いましたが、ある議員さんのお知恵をお聞きすると、ピコ水力ということでまだまだ小さい水力だということで、それが今回の棚田の発電所にあたるようでございますが、そうしたことを民間レベルで工夫をされてすれば、大井谷の場合はあそこにあります加工所の電源として活用するというものであったり、たくさん用途はあるわけでございます。

それから、よく聞く話がいわゆる田んぼに水を引く水路に、本当に小さい発電機を取り付けて、それを自然エネルギーで発電したものを外灯であったり、農業倉庫の電源として使うということで非常に有効な手段であることには間違いのないわけでございますので、民間レベルでそうしたことをどんどん施策として出てくるということであれば、そこへ向けた行政がお手伝いができるというのはもう財政的な支援しか、助成しかないわけでございますが、地元で考えられたそうした自然エネルギーに対しての有効活用の施策に対して、幾らかの助成をするというような手段は当然検討に値するものだというふうに思っております。

ですが、公のところでもう一つ、もう二つ、そうした柿木の発電所のようなものをということは、現時点においては無いということをお申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 分かりました。世の中がマイクロ水力発電というのを、民間もやって推進しておるようでございますので、その辺のところも協力的にやっていく方法でいいと思うんですけども、それで次は学園の跡の利用ということなんですけど、これには施政方針の中には

一応こういうことがなりましたと。

そうした中で、県外からも引き合いがある、問い合わせがあるというふうなことが書いてありましたけれども、閉校後は来年なんですけれども、施設のまずは今後はいずれを閉校するというときに、持ち主の理事長がはっきりと更地にして壊して、費用が幾らかかろうと私の責任においてするというのを、入学式に言明されましたけども、それはそれとしてやはり跡地をこういうふうな引き合いがあつて、どういうふうにご利用させますよつていうものをやつたということが、施政方針に書いてあるわけではありませんけども、やはりどういうふうに具体性を持って、来年に向けてどうするのかということは、持ち主の方ともその後折衝したのかどうかという具体的なことがあればお示しをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 学園の問題につきましては、病院と同様に大変な御心配をおかけしている大きな案件でございます。

これまで跡利用について、県外のほうからいわゆる幾らかの御提案があつたというのは事実でございます。ただ、それが成就をしていないということでございます。学園サイドといたしましては、以前も御紹介があつたかと思いますが、学園の閉校準備室というのをもう既に設置をしておられて、閉校に向けての準備を淡々と今進めておられるような状況でございます。

それを、準備室のほうと吉賀町のほうとが定期的に会議とかをしておるかということで申し上げますと、現状ではそういうのはなっておりません。ただ、準備室の職員の方がほかの案件でこっちに来られたりする折に、役場のほうにも足を向けていただいて、いろいろな情報も提供していただいております。

実は、早いところで準備室のほうと調整をさせていただきたいという思いでございましたが、一つにはやはり病院の先行する問題がございますし、もう一つはコロナの関係でなかなか対面で会議ができなかったということもございましたが、とはいいいながら時間はどんどん近づいてまいりますので、先般、私のほうから副町長を含め、関係のする管理職のほうへ、まずは学園サイドの閉校準備室のほうと早期に協議を開始するよつてということをサポートをしたところでございます。

これから、どうした形になるのか、まだまだ分からない部分がございます。それから、跡利用につきましては、昨年の町政座談会でもいろいろな御意見もいただいているのも事実でございますから、そうしたことも踏まえてこれからの協議を進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

契約上は、六日市学園を運営するから町の施設を借用させていただきたいということで今、無償の貸付けの契約をしているという状況でございますので、その学校の運営がないということで

あれば、大前提とすれば先ほど御案内がありましたように、用途がなくなったということで元の状態にというのが、これが自然の形であろうかと思いますが、まだまだそこへ向けての協議は今からでございますので、今日の段階でそれがどうなるとか、これからどうなるというような言明はできないということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 跡地の問題は、ものが大きいだけにいろいろありますが、時間もありませんので、その辺のところではいろんな有効活用ということもあるようで、なかなかあっても厳しい現実があるかと思えますけれども、それはそれとして致し方がないのかなというふうに思っています。

それで、次なんですけれども、人口ビジョンということで、これは手厚い子育て支援を伴いながら、住居対策とかいろんな雇用対策とかやる中で、先ほども言いましたよね、4月の現在では人口が6,018人という中で、約外国人の方がこれだけ、柿木が1,425人で、七日市が1,246人とか、そういう数字を拾ってみたんですけれども、いずれにしても先ほど町長が県下でも、4.6というふうに減少率が低いということなんですけれども、今後、この地域再生計画というのが、これ県の事業であろうかと思うんですけれども、島根県生活実現プロジェクトというものがあるんですけれども、そういうふうなものを具体化といいますか、具現化をして、どういうふうに人口の増加っていうのが変わっていくのかなというふうな、思うんですけれども、その辺のところを具体的に説明をください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御紹介がありましたように、事業で申し上げますと施政方針にもありますように、「わくわく島根生活実現プロジェクト」の、そういった制度でございます。これは平成元年に、もう制度設計はしております、つくりといたしましては、いわゆる大まかに申し上げれば首都圏から、いわゆるこうした中山間地へ所帯を構えていただく、移住をすればそれ相応の補助金、助成をしましょうということでございまして、移住支援金の金額で申し上げますと、世帯の場合は100万円、単身の場合には60万円ということでございます。その財源の4分の3、ですから100万円という75万円、それから単身の場合ですと60万円の4分の3ということなんです、4分の3を県が出して、残りの4分の1を町が支援を出すというふうなつくりでございます。

ただ、これは対象者の要件が非常にある。当然それだけの多額のお金を助成するわけですから、それ相応のやっぱりハードルはあるわけでございますが、移住もとのに関する要件であったり、それが移住先、例えば吉賀町に来ればその要件であったり、それから就職に関する要件であったり、それからあとはこちらに移住されて起業する要件であったり、世帯に関する要件であったり、

非常にたくさん要件があるわけでございます。

我々といましては、県が支援する事業でもありますし、財源が幾らか補償されますから、予算も今つけてやっているわけでございます。残念ながら、これまでのところでは実績はございません。恐らく、全県的にもまだまだそれは進捗していないんだろーと思います。ただ、それに限らず、やはりコロナ禍でございますから、コロナは本当に非情なものでたくさんものを損益といいますか、損害を与えておりますが、唯一いい方向でいうと首都圏へ、都市圏への、東京圏への人の流れをストップしたと。ですから、地方へ、いわゆる移住をされる。人口動態が逆転をした。これは今コロナの関係でそういうふうになったというふうに言われています。まさにそれはそうだろうと思います。ということは、非常にチャンスでございますから、移住定住フェアであったり、そうしたことの仕掛けをやっぱりやっぺいかなければならぬ。

その方法は対面でできなければ、リモートでやるとか、いろいろやっぱり工夫をしながらやっぺいかなければならぬと思います。そのことはどこの自治体も同じように考えるわけですから、そこにどうした特異性を持たせていくか、メリット感を持たせていくか、インセンティブを与えていくかというのが、大きな課題だろうと思います。これは、我々行政マンとしての知恵の出どころ、そうしたことを工夫しながら対策を講じていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 人口減少というのは、往々にして世界でいっても日本が一番の減少率ということで、出生率につきましても、現在ずっと前は90万人ぐらい、全国ですよ。あったもんが、次年度、来年度は86万人ぐらいに落ち込むということで、非常に出生率も落ち込んでいきます。少子化対策を掲げたりしながら、30年も、政府のほうも90年ぐらいから30年かけてやっている結果が、日本でもそういう状況です。

ましてや吉賀町に限って、幾らこういういい「わくわく島根生活プラン」というのも、先ほども言いましたように、答弁がありましたように非常に事業とすればハードルが高いというふうな、今現状はコロナでやはり田舎へっていうふうな、田舎へって言い方が悪いですが、地方へということもありますが、それは一過性のものでございまして、またこれが収まればやはりリモートワークであったりとかというのが持続的にやるところもあるかもしれませんけども、やはりそういうことにはなかなか地方の人口増加にはつながらないであろうということになりますと、この中でどういうふうな人口増加を図るかということが問題であろうかと思っておりますので、その辺の政策をきちっと確保、精査しながらやっぺいっていくべきだということをおきたいと思っております。

そして、時間が押し迫ってまいりましたが、続きましてはエポックの問題なんですけども、この6月の7日に総会があつて、解散されたというふうな総会があつたのではないかと思いますけ

ども、いずれにしましても28年間もやられてこれだけの負債になって、最終的には3,000万円を出してということに終止符を打つ格好になったわけなんですけれども、今後の再生計画として、ここにまるで町長に言い方とすれば文言が人ごとみたいなことが書いてあるなっていう、受け止め方が悪いかもしれませんが、再生を図ることになると考えておりますと、債務者として、協議して会社の再建を図ることになりと思っておりますと、地域産物販売の拠点の一つとして、生産者や事業者の販売意向に尽力されることを期待しておりますと、ということはまるで丸投げで人ごとのようなと。

そもそもこの第三セクターというのは、本当に地域の――元は平成5年でしたが、柿木地域の人が地域の産業振興として立ち上がってやったものが結果的に今日はこうなったけれども、やはり何でも事業というものは、うなぎ登りにはいかないんですよ。バイオリズムといいますか、上がったたり下がったりというような状況の中で、そしてこういうふうになったわけですけども、今後、第三セクターも含めて、あり方として本当にこれが正道であったかどうかということ町長はどのように受け止めておられるのかなと思うんですけど、一言で、これが正道なんだと、やむを得んのだというふうに思っておられるかということをお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 三セクの一つでありましたエポックかきのきむらでございますが、これは、これからのことも当然甘んじるわけでございますが、今回のその民営化に向けてということであれば、これは当然会社の判断もございましたが、一番の株主であります吉賀町、当町といたしましての判断とすれば、これは致し方ない判断であったというふうに思っております。

それと、施政方針の中で、地域産物の販売の拠点として、生産者や事業者の販売向上に尽力されることを期待しております。無責任なような発言というようなこともあります。そう捉えられるかも分かりませんが、これはあくまで民営化された後の民間の会社としての期待をしているわけでございます。

当然、吉賀町といたしましては、これまでの経過であったり、再三再四申し上げますように、当然大きなこの吉賀町の社会資源であることには間違いのないわけでございますから、特に行政の関わりでいいますと産業課であったり、道の駅でいうと企画でございますが、そうした課に限定することなく、役場として、これからはもしっかりできる限りの支援をさせていただきたいということでございます。

もう一つ、我々がまだまだ汗をかかなければならないのは、3,000万円の整理交付金を交付しても、なおかつ多額の債務があるわけでございます。これにつきましては、これまでも全員協議会のほうで再三再四申し上げますように、引き続き、今、バンクミーティングという形で、吉賀町、特にこれは副町長をトップに産業課、それから当然会社、それからあとはオー

ナー、債権者となります金融機関、具体申し上げますと西中国信用金庫様、それから日本政策金融公庫様、さらに島根県保証協会様、こうした関係者が一堂に会して、バンクミーティングという会議を定期的に今持っております。そこでこれからのことをいろいろ御協議を頂いてということで、間もなく大筋のところ固まるのではないかとこのように考えております。これは形ができてからそれ以後はしないということではなくて、これは継続してそうした、いわゆるそのミーティング会議を持っていかなければならないというふうに考えております。

ですから、民営化にはなりましたが、これまでのことを考えれば、行政としてできることはしっかり対応させていただく、支援をさせていただくということになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 行政としての責任の一端がありますので、やはり柿木が活性化ができるようには、ぜひとも検討を重ねてほしいと思いますが、民営になって今度は指定管理ですか、あれが金額が年間でというと六十数万円でしたが、その辺についてもやはり再興の余地といたしましょうか、十分検討する必要があると思いますので、何にかも全部を全てということにはならないかと思いますが、やはり次なる事業を円滑に持っていかれるようにしていくのが行政の役割だと思いますので、その辺はしっかりと事業者と検討を重ねていってほしいというふうなことを思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、7番目なんですけども、健康増進むいかいち温泉ゆ・ら・ら並びに老人福祉センターはとの湯についてなんですけども、契約期間が満了するというような満了の期間が迫ってきておるとは思いますけども、いずれにしましても、はとの湯とゆ・ら・らというのは立地条件とか規模も違いますから、単に比較というのは厳しいかと思っておりますけども、ゆ・ら・らにつきましては立地条件的なところもありますけども、誘客、お客さんが来る、そういう伸び率がどのぐらい伸びたのかなど。今はちょっと改装のために休んでいたりするからなんですけども、やっぱりその間の休暇村がやってた当時のとどうなのかなという、伸び率です。

そして、町民の一応「健康増進」むいかいち温泉でございますから、健康増進というのはお風呂入るだけじゃだめなんだと思うんですよ。単なる今はホテル的な役割みたいな気がするんですが、いろんな条件の中でプールをやめておりますから、健康増進に、国民健康保険まで健康増進して反映されたというようなことにはなっていない現実はありますけども、その辺におきましても、やはり経済でいいますと、ある程度、コロナがあるから非常に厳しいんですけども、指定管理イコールいろんな投資をする中で、費用対効果、そうしたところがどうなんかなと思うんですけども。

私はどうも行政というのは、何度も言いますが、何回も言って申し訳ないんだけど、コンコルド効果とはどういうことなんかなんかということ、町長も十分認識だと思うんですけども、往々

にして投資を継続して損失が出ると分かっているけれども、どんどんつなげていくというのを継続していく心理的傾向のことというわけなんですけども、行政もそういったところが往々にしてあると思うんですよ。それで、本来行政機関というのは、税金をつぎ込むわけですから、本当は失敗や無駄遣いのない無謬性というの持たなくては保証してくれるほうがいいと思うんですけども、その辺について、ゆ・ら・らに限らず、いろんなものがありますけども、今後の方針、どういうふうに捉えておられるんでしょうか、一言お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 指定管理のあり方ということで、ゆ・ら・らとはどの湯のことがお話にありました。この2つの施設は御案内のとおり、年間でそうは言いましても10万人を超える利用客があると。ゆ・ら・らで限定していえば、その施設だけで10万人を優に超えておった時期があったわけですが、それが今は2つ合わせて10万人ぐらいということです。

西日本豪雨のときに大変な危機になって、最近では今度はコロナの関係で異常な危機になっていると。これは、ゆ・ら・らに限らず、はとの湯荘に限らず、吉賀町の温浴施設に限らず、これは全国的な傾向でございます。

そうした中ではございますが、どうにか再生を期したいということで、どうにか環境省のZEB化事業の補助金を採択を受けましたので、現在、7月の下旬までのところで閉館をして改修、あるいは空調等の設備更新をしているところでございます。

それから、はとの湯につきましても予算を御承認いただきまして、換気設備とか空調設備、こうしたものも取り組んでいるということでございます。

これを無事に工事を進捗をさせまして、完了後には、また皆さんがしっかり戻っていただけるように、利用していただけるように対策を講じていかなければならないと思います。

アフターコロナとかウイズコロナとかあるわけですが、これはあんまりずっと言っても仕方ないわけございまして、こういう状況なんだからという、まず大前提でいろんなことをやはり工夫していかなければならないというふうに思います。私の気持ちとしても、あまりコロナのせいにはしたくない。コロナに負けないような、打ち勝つような気持ちで、そうした施策にやっぱり強い気持ちで取り組んでいかないといけないというふうに思っております。

費用対効果の話がございました。費用対効果でいうと、指定管理料ゼロというのが費用対効果バランスが取れているということですから、そもそも指定管理料を払うということは費用対効果で言うとバランスが取れていないということだろうと思います。とは言いながら健康増進であったり、誘客であったり、ほかへのような波及効果をいろいろ考える中で、そうした状況であっても指定管理料を払ってでも公共施設をやはり管理をしていかなければならないという事情があるというのは、当然御理解を頂いているところだろうと思います。

それから、最後のところでコンコルド効果とか、それから無謬性のお話がありました。当初予算のところでもお話がありましたし、それから前回の一般質問でもそうしたお話がありました。重々承知をしているつもりでございます。そうしたことにならないように、しっかり対策を講じていきたいと思っております。

それから、指定管理のあり方については、これは大原則がありますので、その本線から外れないように、淡々と事務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ちょっと省きまして、次の職員の人材育成につきましてはどうかだりがあるんですけども、吉賀町の人材育成基本方針で定める職員像の「自らが主体となって行動する職員」を目指して、職員が地域の一員として意識を強く持ち、住民との対話活動により地域の現状を的確に捉え、様々な課題を自ら発見し、主体性を持って行動する職員の育成をしてまいります」というふうなくだりがあるんですけども、先ほども話が出ておりましたけども、商工会青年部との話合いの中で、やはり町長の答弁の中でも現状を見るということで、現場で回って生の声を聴くというふうなことを言っておられましたりしましたが、なかなか現実には、別に職員に誰々と特化するわけではございませんが、とは言っても当たるかもしれませんけども、往々にして、職員というのは、先ほども仕事が忙しいとか、制度改正があったからこれはこうだとかいうふうな言い訳と、窓口へ行きますと、今日は課長がいないから分からないんですよとかいうふうな話を住民から、私も何度か経験しておりますけども、やはりそのセクション、セクションに行ったからには、急な特別なことが起きた場合は別として、誰々がいないから分からないとかいうことであれば、それじゃ今度こういうことを聞いて即対応します、後ほどお答えしますとか、こうです、ああですということがなけんにゃいけないと思うんですけど、どうもさっきの話のあんばいからしても、そういうことに町長がお品書きをちゃんときれいごとを書いておるけども、現実にはそうじゃないと思うんですよ。その辺でやはり人事評価制度とかいろいろありますけども、なかなか公務員の評価をするというのは厳しい面があるかと思いますが、本当にやれる前向きな職員に対して申し訳ないというような態度の人もおるわけですよ。その辺をやはり100人からおる職員をなかなか網羅してということは厳しいかと思いますが、やはり町長が100人束ねる中でトップダウンという上司がものを決定するということはまた弊害がある。さりとてボトムアップで部下から上がってくるということになれば、これはメリット、デメリットという双方あるわけなんですけども、やはりそういうこともして、いろんなことでの、よその町村を比較してはいけないと思っておりますけども、やはりトップから率先してこういう提案をして、こういうふうを書いてあるのであれば、名実ともに現実が伴わんと何の意味もなさんと思うんですよ。きれいごとをお品書きを書くんであるのであれば、単なるメニューにすぎませんから。そうすると制



度設計の中でこうしますとかいうのもさることながらですが、いろんな県とか何とかの制度もあるかと思いますが、やはり職員が一生懸命勉強して、トップもしっかりとしてここに書いてあるようなことが励行できるようにしてほしいと思いますが、一言、町長お願いしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 端的にお答えをしたいと思います。

私が町のリーダーと言いますか、トップでございますから、それが全てだろうと思います。ですから、職員のやはり御叱正というのは、私に対する御叱正でございます。そこは、やはり真摯に受け止めたいと思います。

それから、平成19年につくりました人材育成基本方針というのがあって、それに基づいて施政方針も今活字させていただきました。それが全てでございます。

トップダウンとボトムアップ、いろいろ方法はあろうかと思いますが、どっちがいい、どっちが悪いということは当然ないわけでございます。バランスを持って、そうしたことを対応していかなければならないということでございますので、今回、御指摘いただいたものをまた肝に銘じてこれからもしっかりと人材育成を含めて頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 分かりました。

以上を持ちまして、終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番、中田元です。よろしくお願いします。

それでは、内容は5点ほどございますが、一括回答のほうでよろしくお願ひいたします。

令和3年度町長の施政方針についてということで通告しております。よろしくお願いします。

令和3年度町長の施政方針の「快適で安全に暮らせるまちづくり」についてお聞きいたします。

防災行政無線は、災害情報等の周知など、町民の安全安心のための重要な政策と考えます。

6月の広報よしかによると、既存の戸別受信機取替え工事は、今年7月から来年2月頃にかけて

行われるとのことで、今後、その受信機能向上に期待しているところでございます。

この無線機は、その目的から、各戸に必ず設置されることが重要と考えますが、新規加入者については、1万円の分担金が必要となっております。せっかく高額な予算を組んで整備を行っても、全戸設置されないと、大事な情報が町民全体に正しく行き渡らないこととなります。

そこで、お伺いいたしますが、現在の無線機の設置状況と新規加入者数、未設置者がある場合の理由、また設置に向けての取り組みについてお聞かせください。

続いて、公共交通網の活性化についてお聞きいたします。

令和元年度に策定した地域公共交通網形成計画について、今年度はデマンド運行のダイヤ及び広域線の見直しに取り組むとありますが、1点、岩国市生活交通バスの運行についてお伺いいたします。

立河内・幸地地区生徒の登校時のバスダイヤに関する苦情というか、質問が出ております。朝の便は、幸地停留所を7時に、立河内を7時2分に通過し、六日市駅7時5分に到着しますが、小学校は8時前の開校のため、待ち時間が非常に長く安全面での不安もあります。そこで、やむを得ず保護者が自家用車で送迎することとなり、毎日のことで大きな負担となっております。

他の地域ではバス利用が可能で、補助金も出ていると聞いております。このことについて、岩国市営バスとの交渉、スクールバスの導入等が考えられますが、利便性の向上を図るための対策についてお考えをお聞かせください。

次に、道路・河川環境の整備について、生活に身近な町道の安心安全ということで、歩道用除雪機が購入されており、今後、作業の迅速化が期待されますが、町道での大型の除雪車が入らない箇所があります。大雪の場合、この除雪機を利用して、高齢者の多い町民の負担を軽減することはできないものか、お聞きいたします。

また、今年度予算では、道路改良や河川改良など、継続、新規と予算の増額がされておられ、インフラ整備に積極的に取り組んでおられており、住民の生活に大きく貢献するとともに建設業の発展にもつながると思われまます。

一方、4月に配付された防災マップを見ても、町内には危険箇所が数多くあります。私も消防団に在籍中に、裏山から水が噴き出て床下浸水や、町道・県道に砂利等が流出するなど多くの箇所を経験しております。モグラたたきのように、発生したところを手当てしていくのではなく、防災マップを活用した整備計画が必要と思います。

異常気象現象が起こっている現在、町民が安心して暮らせるようにするために、今後、どのような取り組みをされようとしているのか、お聞きいたします。

続いて、空家対策についてお伺いいたします。

先般、全員協議会のほうで説明はございましたが、事前に分かっておりませんでしたので、こ

のことを1点だけ上げております。空家対策の推進に関する特別措置法に示された事項について協議し、本年6月計画策定完了を目指すとはありますが、六日市小学校通学路周辺に非常に危険な家屋があることは御存じと思われます。旧六日市地区に1戸、野中地区に1戸、私の思いでは2戸ぐらいあるのではないかと考えております。

最後に、高規格道路益田岩国道路についてお聞きいたします。

令和2年度、益田西道路、飯田町から戸田町、今年度、益田・田万川道路、戸田町から田万川が新規事業化され、調査設計に入る運びとなりました。これで益田市も一区切りでき、今後は益田岩国道路にも注目していただけるのではないかと期待をしております。

平成27年度の国勢調査によりますと、これが最新の調査結果です。1日当たりの人の移動状況を見ると、吉賀町への通勤・通学等の流入が、益田市から121人、津和野町から128人、岩国市から73人です。流出は、益田市へ95人、津和野町へ59人、岩国市へ88人となっております。広島市や周南市へも十数名おられます。つまり流入322人、流出が242人で合計564人の方が移動していることとなります。これらの通勤・通学以外にも、買い物、通院、業者の流通、観光など、大勢の方が国道187号線を活用していると思われます。

益田岩国道路が建設されると、山陰と山陽を最短距離で結ぶ道路として脚光を浴び、企業立地、山陽圏の住宅地、観光面など、吉賀町はもとより津和野町、益田市、岩国市を含めて広大な経済圏ができると思います。

町長も鹿足郡建設業界、益田圏域の業界等と県への要望も行っているとのことはお聞きしておりますが、現在の各方面との交渉進捗状況と町長の意気込みをお聞きいたします。町長の回答お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の令和3年度町長の施政方針についてということで、数項目にわたっておりますが、一括で答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは、戸別受信機についてでございます。防災行政無線戸別受信機の設置につきましては、吉賀町防災行政無線戸別受信機条例に基づきまして設置しているところでございます。分担金につきましても、一般世帯及び事業所に設置する場合は、申込者から分担金として受信機1台につき1万円を徴収することとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

設置台数についてでございます。本年5月31日現在で、2,435台を設置しております。近年の新規加入数につきましては、令和元年度が3件、令和2年度が4件、令和3年度につきましては、現在のところゼロ件という状況となっております。未設置がある場合の理由についてでございますが、正確な情報等については把握していないのが実態でございます。

今後の取り組みにつきましては、現在行っております防災無線整備事業と並行いたしまして、

戸別受信機の新規設置等に関する情報を広報よしか、ケーブルテレビ等でお知らせし、設置数の増加に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、公共交通についてであります。具体的には、岩国市生活交通バス六日市線の運行に関する質問にお答えをしたいと思います。

現状では、岩国市が運行する生活交通バス六日市線で、朝の通学時間帯に対応する便がないことから、立河内及び幸地地域の児童は、登校時におけるバス利用が不便な状況と認識しています。また、令和元年度に実施した吉賀町地域公共交通網形成計画策定時の関係機関ヒアリングにおいても、六日市小学校より通学対応バスの運行を希望する意見が聞かれていました。

公共交通として対応する場合、路線の新設と既存路線の増便の2つの観点から検討を行うこととなります。路線バスの利用者の大半は高齢者となっておりますが、令和2年2月より、免許非保有者の高齢者を対象としたタクシー助成事業を実施しているため、一般利用者の移動手段の確保には一定の効果があったと考えます。路線新設に関する一般利用者のニーズは少ないと見ています。

また、岩国市営バス六日市線での対応についてでございますが、当該路線は、基本的に錦川鉄道清流線に合わせた編成となっております。また、これまでの乗車率等の兼ね合いから、現在の運行となっております。

運行に関しては、吉賀町も一定の運行経費を負担していますが、通学時間に対応した変更・増便については、岩国市との間で地域のニーズや双方の財政負担等も踏まえた協議が必要と考えます。

このため路線の新設や岩国市営バス六日市線の増便等に関しては、直ちに対応することが困難な状況ですが、児童の登下校時の利便性向上のための取組については、今後継続して検討していくことが必要と考えます。そのために保護者や地域全体の利用ニーズ、運行コスト等を精査の上、検討を行っていく予定でございます。

なお、この内容については、意見提出となった六日市小学校とも協議の上、確認を取っておりますことを申し添えておきたいと思っております。

続きまして、除雪に関する御質問にお答えいたします。

まず、大型除雪機械が作業できない箇所、昨年度新たな購入した小型除雪機械を使用できないかとの御質問でございます。

当該除雪機械は、乗用のロータリー型で作業幅が1メートルです。排雪のロータリー型で吹き飛ばすタイプですので、ある程度自由に行えるため、幅員の狭い町道の除雪作業に適しておると思います。よって、御指摘の箇所への使用は可能であるというふうに考えております。

歩道除雪の迅速化を目的に購入いたしましたので、歩道除雪を中心にしながらも、機能を生か

し、狭隘な箇所や豪雪時の幅員確保等、広く使用していきたいと考えているところでございます。

次に、防災マップを活用した整備計画についての御質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に基づき、昨年10月下旬に、吉賀町に土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが指定されました。この指定に併せ防災活動に役立てていただくため、所管課であります総務課において、防災マップを新たに作り直し、今年度4月下旬に各世帯に配付をさせていただいたところでございます。

指定の状況でございますが、平成21年に指定が完了いたしました土砂災害警戒区域、通常イエローゾーンと言っておりますが、このイエローゾーンは土石流・急傾斜の崩壊合わせて594か所ございます。今回指定されましたレッドゾーンは、土石流・急傾斜の崩壊合わせて362か所が指定されました。対象となります指定地内の人家戸数につきましては、705戸という状況でございます。

防災マップは、町民の皆様は、現在お住まいの場所が危険な状況であることをお知らせすることで、豪雨時の避難等防災活動に役立てていただくために作成をいたしました。

例えば、レッドゾーンに指定された場所にお住まいの方で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域ということになります。

指定に当たっては、山の土質、岩盤や土砂については考慮されておらず、斜面が一定の角度以上である場合、定められた計算式によって決定された箇所であるために、この箇所が直接的な崩壊等の状況を示すものではございません。あくまで、お住まいの状況を知っていただき防災活動に役立てていただくのが目的でございます。言い換えますと、この箇所が対策箇所となるものではございません。

よって、今後発生する可能性のある豪雨災害に備えるためには、出水時、恒常的に土のう等で対応している箇所の解消をはじめ、指摘されている危険箇所の解消に向け、これまでどおり島根県に対し砂防施設及び治山事業の要望を行うとともに、町民の皆様の防災意識の向上に向け、取り組みを行っていくこととしております。

次に、異常気象現象についてでございます。近年、大型台風や特別警報級の大雨となる線状降水帯の発生など、日本全国でいつどのような災害が起こるか分かりません。こうした中、工事等ハード対策に関しましては、その多くを県の河川事業、砂防事業、そして治山事業に依存しているところでございます。

今後も県による対策工事を要望していくとともに、町管理河川等におきましても、緊急性の高いものから、予算等も考慮しつつ対策を講じてまいりたいと思います。

また、ハード対策と併せまして自主防災組織の組織化や防災訓練等のソフト対策も実施しながら

ら、町全体の総合的な防災力の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、空家対策についてお答えいたします。

六日市小学校通学路付近に老朽化した家屋があることは把握をしております。本年6月に策定した空家等対策計画に定めていますが、管理不全となった空家の初動対応としては、まず、所有者または管理者を特定し、所有者等に対して、空家は個人の財産であり、第一義的には、まず所有者等自らが対応することの責務があることをお伝えし、除去等の適正管理を依頼いたします。

また、6月4日の全員協議会で説明したとおり、管理不全の解消対策といたしまして、老朽危険空家除却支援制度について現在協議しております、本年9月に関連予算の上程を予定しているところでございます。制度化できましたら、この制度について情報提供を行い、管理不全解消の支援につなげたいと思います。

しかし、適正管理の依頼等によっても状況が改善されず、放置することが著しく公益に反する場合には、どのような措置を講じるべきかを検討し、法による特定空家等該当の是非について検討する等、具体的な対応を進めてまいりたいと思います。

最後に、益田岩国道路についてでございます。

まず、山陰道につきましては、議員から御紹介もございましたが、令和2年度に益田西道路、須子・戸田間9.1キロメートルが新規事業化され、続く令和3年度に、益田・田万川道路、戸田・田万川間7.1キロメートルが新規事業化されました。今年度より調査設計を推進することとなっております。

また、現在工事が進められております三隅・益田道路15.2キロメートルにつきましては、令和7年、2025年度の開通予定が示されたところでございます。これによりまして、島根県内延長約197キロメートルのうち、益田道路7.1キロメートル中、久城・高津間が未着手となっている状況でございます。

さて、議員から仮称ではございますが、益田岩国道路に関しまして、以前より御質問をいただいているところでございます。平成30年9月定例議会の際の一般質問での御質問をいただきましてから、その後の動きにつきまして御説明をいたしますと、管内道路担当部署の勉強会を定期的に開催しているところですが、この会を6回開催しており、その中では、管内の首長、市長や町長、こうしたメンバーを交えての意見交換会や中国地方整備局浜田河川国道事務所所長及び関係課長との意見交換会なども行っているところでございます。

また、令和2年3月には、私とともに安永議長にも御足労いただきまして、島根県土木部長並びに島根県議会議長との意見交換も行わせていただいたところでございます。

山口県や岩国市との協議を進めていくこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況の

中であって、思うように進められていないのが現在の状況ということでございます。

以上のように、山陰道の完成の筋道が見えてきた状況でありまして、関係機関と鋭意意見交換等を行いながら、益田岩国道路の取り組みを進めているところではあります、状況は厳しく、先の長い取り組みと覚悟しているところでもございます。

益田岩国道路の実現に向けましては、様々な多くの問題が山のように立ちはだかっているのも事実でございます。一つ一つ越えていきながら、長いスパンでの取り組みとしながらも、山陰道完成の後には、当該道路の実現が夢でなくなるよう取り組んでいきたいと思っております。

議会におかれましても、お力添えをいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 最初の防災無線のことについてでございます。未設置者の理由というのは把握していないというような御返答でございました。それから、設置に向けての取組ということで、ちょっと私、不服に、不服に思うという言い方があるかどうか分かりませんが、広報等で周知するという、ちょっと周知はされるのは間違いはないんですが。私も最初に申し上げましたように、やはり外の拡声器もあるかも分かりませんが、またこれも最新型によく声の通る音というように聞いておりますが、やはり大雨、大風のときには、外の声は聞こえないと思いますので、やはり各戸にできれば100%設置というようなことを考えますと、もう少し積極的に広報で知らせ、申し訳に知らせおけばええというようなことでなしに、未設置のところに、どなたか、臨時の方でも課長でもいいんですが、そういうふうなところを勧誘して歩くというか、どうであろうかというような説明もして歩くというような努力もしていただきたいなというふうに考えます。

それから、デマンドバスのことについても、町内のことでないので、当然岩国市交通局、当町からも予算を出しておるわけでございますが、ぜひとも今からお話ということではございますが、話をしっかり詰めていただき、また私の意見としては、朝の通行時間帯、人数も10人も20人も生徒がおるわけではございませんので、小さい車でも出していくと。以前、金山谷のほうに上がっていくのに、蔵木小学校のときか、専用車だったかと思いますが、それほどの大それたことをしなくても、何かそのようなことを考える。

また、他の地域でバス代の補助とかが出てるようでございますので、その辺のところを保護者のほうにあげて、保護者の方が当番制でも送るような方式でも考えるとかですね。それは私のこれは思いつきでございますけど、そういうふうなこともやはり何でもかんでも町におんぶにだつことというわけにはいかないと思いますけれども、ある程度補助金、他の地域は出る、ここは全部その地域でやれというのも、ちょっと不公平感もあるような気がしますので、その辺も若干

考えていただけたらなというふうに思っております。

それから、除雪車の利用ということで、これは当然町長が言われるとおり、歩道の優先が一番だろうと思います。そのことが済んでから、やはり小さい町道についても利用できるというようなことをごさいますので、またこのことについては、その路線につきまして要望のあるところを集めて、建設課なり、そのほうにお願いをしたいというふうに考えております。

防災マップにつきましては、町長のほうからありましたけど、やはりレッドゾーンとイエローゾーン区別つきませんが、なかなか配付しただけで、実際に町民がどれだけの方が見ておるかということは、これは把握できませんので、ぜひとも今ちょうど梅雨の真ただ中ではございますが、それこそ防災無線なりを使いながら周知をまだまだしていくべきではなかろうかというふうに思っております。モグラたたきのように悪いところを直していくというんじやなしに、防災マップで分かるところがあれば、そのところもぜひとも先にやっていくというようなことができればやっていただきたいというふうに思っております。

それから、空家対策につきましても、特に9月にどうのというお話ございましたが、特に私、六日市2か所あるわけですが、これは本当に危険です。大風が吹いても瓦は飛んでくる。近所に住んでいる方も大変危険だということで、私のほうに二、三名の方が言うてこられますし、野中地区のところ、あれもよいよ道路に引っ付いておるところで、大変車でもちょっと当たったら、鉄柱で立っておるようなところでございますので大変危険なところでございますので、順序ということもあるかと思いますが、早急なる対策をですね、空家は空家対策でなけにゃいけんということではあるかと思いますが、何とかその辺のほんと危険なところは、空家対策という観点でなしにやってしまうというようなことに、できるかできないかは分かりませんが、やっていただきたいと、私は声を大にして対策をしていただきたいというふうに思いますが、いろいろ言いましたけど、その辺のことについて、町長に再度お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何点かコメントをいただきました。まず、防災行政無線の戸別受信機でございますが、これは何といたしまして、一つには1万円の分担金が要ということがございますので、これを行政のほうでゴリ押しで強引にそれを設置するということは、これはかなわないかと思っております。ただ、そこらあたりを御理解いただけるような丁寧な説明なりは行っていきたいと。そうした中で、広報よしかであったり、ケーブルテレビだけではなかなか難しいんじゃないかという御指摘だろうと思っておりますので、あらゆる方法を通じて対策を講じていきたいと思っております。

考えられるのは、自主防災組織がある自治会であれば、そうしたところを通じて声をかけていただいたり、あるいは福祉という観点もございますから、各地域には社会福祉協議会の福祉委員さんがおられたり、町でいうと民生児童委員さんがおられたり、こういうことがありますので、



そうしたところを通じてでも、あらゆる方面からお話なりをさせていただいて、御理解がいただけるようなそうした策を講じていきたいなと思っております。

それから、バスのお話でございます。私の地元でもございますので、状況については重々承知をしているつもりでございます。議員のお近くの方から小さい子どもさんが、本当に大きいランドセル背負って歩いて出られて、御家族の方はそれを本当に見守っておられると、こういう状況は毎日のように目にしております。状況については重々承知をしているところでございます。とはいいながら、公共交通でございましてたくさんハードルがあるわけでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、いろんな形で精査をさせていただいて、関係者と検討させていただきたいなと思います。

一つ問題は、その地区に限らず、全町的な問題でもございますので、一つのところを対策を講じれば、全町的に同じようなレベルで等しく対応していかなければならないということもございますので、総体的なところで検討させていただきたいと思います。

除雪についても同じでございます。言われるところは分かりますし、対策につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。これも大型の除雪機が入らないところの道路ということになります。町内でいいますと、かなりの延長が出てくると思います。ましてや、この高齢化の時代であったり、それから人口が減っている状況でございますので、様々な御要望が出てくることもありますので、いろいろなことでまた皆さんの御意見をお伺いしながら、どういった範囲でできるのかということは、また建設水道課中心に対策を考えていきたいなというふうに思っています。

それから、最後の空家のところでございます。この近くでいいますと、六日市小学校の近く、直下のところですね、危険な空家があるということで、私も写真を提供させていただいて、担当の方から、拝見をさせていただきました。先日は現地の方にも行って、その現状もつぶさに確認をさせていただきました。道路というよりも、むしろ谷が出てきますから、公共の管理でいうと恐らくそちらの方になりますけど。ただ、瓦とかも屋根は穴が空いているような状態で、本当に台風とか大きい風が吹けば瓦が飛んでいって、結局、通学しておられる子どもさんであったり、それから近くのお住まいの方に危害を及ぼすということが重々想定できるわけでございますので、まずはそうした危険を回避するというところで、計画は計画としてありますので、それに沿った形で対策を講じていきたいと思っております。

それから、今回の事前のところ調査もさせていただいて、その物件に限らずなんですが、関係する皆さんには、所有者の方には、可能な限りアンケート調査もさせていただいています。御指摘のあった物件についても、関係者の皆さんにアンケートを取らせていただいて、対策とかお困りの点は承知をしているつもりでございます。御指摘のあった物件を、もし相談会等があれ

ば、相談会にも参加をしてみたいというような御回答もいただいておりますので、これから我々のほうで計画もできましたので、間もなく予算を御承認いただければ、9月以降のところで対策についての助成事業が制度化されますので、そうしたことも併せて所有者の方と折衝を行っていききたいなというふうに思います。

空家対策というレベルじゃなくてというお話もいただきましたが、今我々ができるとすれば、そうした切り口でないちょっと入っていけないということもありますので、その点につきましては御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町長の回答をいただきまして、ある程度、岩国道路につきましてもかなりの会議等も開いていただいておりますというようなことで、大変私も頼もしくも思いますし、これらもつい2年、3年で工事、計画に入るというようなことにもなかなかならないかと思えます。息の長い活動していかないと無理かと思いますが、ぜひともこの益田岩国道路をぜひとも完成させるべく努力をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩といたします。

午後0時11分休憩

.....

午後1時00分再開

〔9番 河村由美子議員退席〕

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、通告書に従って質問させていただきます。

安全・安心して暮らせる町にということで、4点通告してあります。

まず、新型コロナウイルスのことで、町では、新型コロナウイルスの検査を希望すれば、受けることができるという体制が取り組めないかということなんですが、発熱などの症状がある場合、医療機関で検査が受けられますが、症状がないときでも、どうしても気になる方、陰性証明が必要な方おられると思うんです。

やむを得ない仕事や転勤、就職活動、葬儀、看病、介護などでの往来を控えていただく必要はありませんと、町長もいつも、よしか号外で表明されておられます。

他の市町村では、自費やまたは無料で受けることができると聞いていますが、民間の検査機関等もあると聞いています。町として取り組んでほしいと思えます。

新型コロナウイルスの検査の特徴は、PCR検査は、精度は高いですが、結果判明に数時間かかります。抗原検査は、精度は劣りますが、30分程度で結果が分かるのではと思います。抗体検査は過去の感染歴が分かるということです。

唾液からも採取可能になりました。それぞれの特徴を生かした検査方法で実施してほしいと思いますが、町長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、河村隆行議員の、まず安全・安心して暮らせる町にということの、新型コロナウイルスの検査についてということで、お答えをしたいと思います。

現在、町内にPCR検査機器は六日市病院に1台設置されておまして、発熱等で受診された方で、感染の可能性があるとして医師が判断した場合に、検査を実施しております。検査結果は、1時間程度で判明します。

この検査を希望された方を対象に実施をしてはとの御質問かと思えます。

仮に実施した場合、発熱や体調不良等の症状がない方も、検査を希望されることが予測されまして、医療資源が乏しい当町においては、医療従事者の疲弊につながると考えております。

また、検査には、費用がかかります。医師の判断によらない検査の場合は、保険適用外となることから、全額が自己負担となります。費用を全額自己負担され、仮に検査結果が陰性であっても、その後の感染防止を担保できるものではなく、そうした意味から、当面は集団免疫獲得に向けた、新型コロナワクチン予防接種の接種率向上に重点を置き、対応してまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと思えます。

なお、PCR検査については、検査費用を負担されれば、先ほども御紹介ございましたが、民間検査機関での受診も可能であることや、抗体検査については、通販等で比較的安価なキットも販売されておりますので、どうしても検査を希望される方は、そちらを活用していただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 分かりました。

それでは、次に、獣害対策ということで、獣害でサルの被害が続いているんですが、これは家庭菜園から、栽培圃場の作物まで、被害に遭っています。これは減収というだけでなく、生産意欲のほうもなくなってきます。

高齢の生産者から、Iターンの生産者など、農家全体となってくると思えます。今すぐの対策、例えば、被害保険であるとか、時間をかけての対策で、捕獲のおりなど、早急な対策を講ずるべきだと思います。

サル対策は大変と思います。イノシシ以上の設備が必要で、サルの進入を防ぐには、複合柵などで対応がよいと言われていますが、電気柵など設備にも経費がかかります。

川本町では、サル対策として、サルが好まない作物を生産しておられます。エゴマもそういった観点から取り入れられたと聞いております。今回、ピーマンを町の特産にするために生産し、増やすと言われておられます。

また、美郷町では、鳥獣被害対策の抜本的な改革に取り組まれておられます。電柵メーカーと協力して対応されています。獣害削減を目的とする農家、住民が主体性を持って、自らの農地を守るという確認をされておられます。これは、自分の農地は自分で守るということだと思います。

獣害対策で、イノシシ等はワイヤーメッシュ柵を張り巡らし進入を防ぎますが、これはイノシシには有効と思いますが、サル対策としては、そのワイヤーメッシュの柵の上に電気柵を取り付けなければなりません。全て囲むのは無理で、被害に遭います。

当吉賀町では、追い払い用の花火への助成、電気柵設置への助成などありますが、集落全体で取り組み、個々の圃場を守る、町ももう一步踏み込んだ対策を実施すべきと思いますが、まず、集落全体で取り組んでもらうこと、追い払い用の花火もみんなで連携して取り組めば、かなり嫌がると思います。

里山というか、圃場を守るという観点からも、仕切りに緩衝帯を設ける。それと同時にいろいろな人のアドバイスも受け、本当にできることを全てをまず検討してみる。サルが嫌がることをとにかく実践してみて、取り入れていくことだと思うんですが、このことについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の獣害被害について答弁させていただきたいと思えます。

吉賀町における野生鳥獣等の被害につきましては、毎年町内全戸に農林産物被害調査票を配布させていただきまして、被害状況を把握しているような状況でございます。

サルに関して、令和2年度の被害面積は4.1アール、被害量は2,353キログラム、被害額申し上げますと、38万7,000円という結果になっております。

吉賀町の鳥獣被害防止対策につきましては、電気牧柵や侵入防止柵の購入経費に対する補助金や狩猟免許の取得に対する補助金、煙火講習会受講及び煙火の購入の補助金、サル大型捕獲おりの設置等、吉賀町鳥獣管理捕獲班の御協力のもと、対応させていただいているところでございます。

また、ここ3年間のサルの捕獲頭数で申し上げますと、平成30年度が25頭、令和元年度が34頭、そして令和2年度が22頭という状況でございます。

御質問にありました、サル被害防止対策でございますが、吉賀町の鳥獣対策の基本的な考え方は、まず、生産者自らの対策の実施、自助努力をお願いしたいと考えております。

対策の内容としましては、申し上げておりましたように、電気柵や侵入防止柵の設置、煙火による鳥獣の追い払い、狩猟免許の取得、残飯等の適正な管理などが挙げられます。

実際に鳥獣被害に遭った農地を見ますと、被害防止対策が施されていない農地がほとんどで、電気柵や侵入防止柵等が設置されている農地であっても、電圧の不足、あるいは柵に穴が開いていたなど、柵としての機能を果たしていないといった、設置後の管理上の問題で、鳥獣が侵入しているというケースがあるようにも聞いております。

しかし、高齢化や個人で対応できない場合は、生息行動調査や被害防止活動など、集落の状況に応じた、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進しております。町にも、分庁舎のほうでございますが、産業課の中に、鳥獣対策専門員がおりますので、まずは御相談を頂ければと思います。

繰り返して申し上げますが、それぞれの個人のところで、まず対策を講じていただく、それと並行して、集落ぐるみ、地域ぐるみで対策を講じていただくのが、有効な施策ではないかと思っております。

それぞれが対策の準備をさせていただいております。助成制度もあります。専門員もおりますので、遠慮なく、担当課のほうへ御相談になられるようしていただけたらと思います。

吉賀町の面積の92%が山林でございます。当町の農林業の振興において、鳥獣対策は避けて通れない課題であることは、十分認識はしております。個人個人の被害防止策の徹底と、吉賀町鳥獣管理捕獲班による駆除を引き続きお願いいたしまして、鳥獣対策として、対応していきたいと考えているところでございます。

それから、御紹介ございました、美郷町の例、川本町の例がございました。美郷町は御覧のとおり、山くじらということでやっておりますし、川本町は最近テレビ、あるいは新聞等でピーマンを、作付をして、今はサルが来ないと、一方ではそれを特産にして、それから集荷については、バスに乗せて運ぶという、いわゆる貨客混載なんです、ということで、県内の同等の自治体でも鳥獣対策と産業振興ということで、複合的な対策を講じて先進的な事例もあるわけでございますので、そうしたこともしっかり勉強させていただきたいと思っております。

一方では、地域交通という観点もございまして、いろいろな角度から対策を講じていきたいなど思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 被害調査で、なかなか町のほうへ報告が上がっていかないと思うんです。それで、小さい家庭菜園とか、そういうふうに野菜つくられている方も、少しずつの被害が積み重なっていくもんで、サルが大群で出た場合には大きい被害があるんですが、小さい、

1匹、2匹やったら、そんなに目立たないものですが、それをやはり年間重ねるとあるんですが、なかなか報告としては上がっていかないというのは、聞いております。

やはり、そういう実態としてはあるわけですし、よその市町村を例に出してはいけないんですが、やはり吉賀町独自で、これを守っていかないと、これから先ハウスとか、いろんなところへ被害が及ぶかもしれませんし、何とかここで食い止めて、農産物が安心して生産できるようにするというのが、一番大事ではないかと思っております。

次に、山歩き、登山についての質問です。

町内には、安蔵寺をはじめ、盛太ヶ岳、鈴ノ大谷など、また西中国山地でいいますと、寂地山や羅漢山、冠山、小五郎山、平家ヶ岳、筋ヶ岳、十種ヶ峰、青野山など、たくさんあります。

吉賀町中心に滞在しながら、こういう町内の山でも歩いてもらうというような、周遊していただくと、特に、安蔵寺山登山口周辺滞在施設、高尻地内にありますが、こういう施設もあります。

そこで、まず最近の利用状況、利用者も多く、予約も取れなかったというような話も聞きました。コロナ禍で、自然の中で、過ごす人が増えたかなと思っております。

この施設の利用状況についてお伺いします。

また施設条例が定めてありますが、この利用料等で維持管理ができているのか、また備品等いろいろ備えてあるとのことですが、基本的には、やはりその独立採算といいますか、周辺の滞在施設で利用料金が賄えるというような、方法にしていかないと、利用者負担でないと、持続的に維持することは難しくなってくるのではと思います。

また、近頃、たき火がブームと聞いていますが、火の管理について決めてありますか、そういうところの注意等がされているかということもお聞きします。

そして、何よりこういう施設を利用して、まず町民の皆さんが、山歩きや登山を楽しんでもらえるような方向に整備していく必要があるのではないかと思っております。

町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、山歩き、山登りというテーマについて御答弁申し上げたいと思います。

先ほども御紹介がございましたが、吉賀町には、県境を接していない山といたしましては、島根県最高峰の安蔵寺山、そのほかにも筋ヶ岳や弟見山といった、多くの方が登山をされる山がございます。

安蔵寺山では、3ルートからの一斉登山の実施が行われていましたし、盛太ヶ岳や蔦ノ子山では、小中学生による登山といった活動も、毎年行われているような状況でございます。

登山と併せ周辺を周遊する滞在型のプランを町民の方に提案しては、との御提案でございます

が、登山については、私有地の通行に関する課題もございまして、町として積極的に紹介はしておりません。周辺の周遊に関しましては、このところの新型コロナウイルス感染症の影響により、県外への外出を控える中でもありますので、この機会にぜひ広報等で、施設などについて、改めて紹介して、町民に利活用の促進を図ってまいりたいと思っております。

それから、具体的話がございました。吉賀町の安蔵寺山登山口周辺滞在施設でございますが、下高尻にあります高尻川リバーサイドログハウス村、ここには管理棟が1棟、宿泊棟が2棟、それから今中止をしておりますが、オートキャンプ場6区画、それから上高尻になります、安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村でございますが、ここには、管理棟が1棟と宿泊棟が5棟、そして炊事棟1棟と、こうした施設で構成をされているところでございます。

御指摘のとおり、特に、リバーサイドログハウス村につきましては、リピーターが多ございまして、週末や夏の時期には、予約が取りにくいという状況でございます。利用状況のことについてということがございました。

具体を申し上げますと、手持ちの資料では、令和元年度と令和2年度の実績しかございませんが、高尻川リバーサイドログハウス村で申し上げますと、これは施設全体のことで申し上げます。令和元年度は814人、それから令和2年度は、コロナの影響もあったんでしょう、392人、それでも2年間で1,206人使用していただいています。

それから、上高尻にあります、安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村でございます。こちらは令和元年度が254人、令和2年度が208人ということで、2年間で462人ということですから、この2つだけでも、この2年間で1,700人近い方がいらっしゃるということでございます。これが今年の令和3年に、また続いているんだろうと思いますし、まだ申し上げれば、令和元年度以前も訪れていただいて、またリピーターで御来町いただいて、御利用いただいたのではないかと考えております。

これが利用状況でございます。

料金のお話がございました。料金につきましては、改定を行っていないこともございまして、かなりリーズナブルではないかと思えます。先ほど申し上げました、利用される方も、そうしたところに魅力を感じて御来町いただいて、御利用いただいているかなと思っております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないこともありますが、設備更新等も必要な状況になっていきますので、施設の充実度と料金のバランスについて、必要に応じて検討することも考えていきたいと思っております。

その状況を見ながら、御指摘がありました、条例の改正等、特に、施設の内容もそうなんです、料金等、また検討させていただきたいなと思っております。

それから、最後のところで、たき火についての問い合わせがございました。今、申し上げまし

た施設はいずれも、自炊設備が完備されていることもございますので、たき火専用のサイトはございません。

場所によっては、たき火の跡が見受けられることもあるわけですが、当然町として推進しているものではないということを、申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） たき火というのは、キャンプされてそう思うかもしれませんが、やはり管理が、後始末が悪かったら大変なことになりますんで、その辺の取扱いといいますか、管理人の方も大変と思うんですが、一たび、山に火が入ると本当大変なことになると思うんです。その辺の取り決めも、ちゃんとしておくべきではないかと思っております。

次になるんですが、もう一件、吉賀町地域公共交通網形成計画について、お伺いします。

この事業スケジュールで目標が1から15まであり、令和元年より検討が始まり、2年度で実施の事業もあります。地域内交通の見直し、広域交通の見直し、乗り継ぎ拠点の整備、停留所の改善、また今年度よりのスクールバスの見直しなど、多くの検討課題があります。

この取組状況などについてお聞きします。

また、運行時刻表改訂版がこの4月に出されましたが、この増便について、今後どうされるのか、また、その中で、デマンド便の自宅付近での乗降の予約ができますとあるのですが、このサービスも維持継続していけるのかと。

また、県内他の地域、大田市だと思うんですが、タクシーの定額制や乗り放題等が実証実験されています。

この町の公共交通は町民の生活を守る、維持するための移動の手段だと思います。どうしていくのか、スクールバスもどうするのか、また免許返納についても、自分の動きがとれなくなるから、いつまでも自家用車に頼ると、人口は減り、公共交通の利用も減る、町の負担は増え続ける。

また、日曜、祭日、年末年始は運休だと、これは移動手段を提供している町側からの、言わば上から目線ではないかと、私は感じております。

外国人や技能実習生の移動は、このことについては、町はその関係者にお任せですか。移動についても、そのほかのこともいろいろと協議されておられますでしょうか。

また、利用者負担をどの割合までお願いするか、先ほどのタクシーの件ですが、町はいろいろと、この計画の中で試算されていると思いますが、事業費の上限額を決めて、人口の増減、いろいろな条件を考慮し、計画に沿って急ぐべきだと思います。

幹線の利用者が20人、10人、5人、これにより、使用車両を決めていくとか、デマンドバス、タクシーの小型化を図り、事業者も多く参加してもらい、せめて公民館単位ぐらいでの事業者の確保は目指すべきだと思います。



サービスも、利用料も競い合う仕組みを構築していくというのが、一番いいのではないかと考えております。

このことについて、町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、吉賀町地域公共交通網形成計画の進捗状況、管理等について、それぞれお答えをしたいと思います。

まず1点目の質問であります、吉賀町地域公共交通網形成計画の進捗状況について、お答えしたいと思います。

令和元年11月の計画策定以降、令和2年2月より立河内・幸地地域及び大野原・木部谷地域におけるタクシー助成制度の実証実験を行いました。利用者ニーズの調査や運行状況等に関する評価を行い、令和3年4月より本格実施へ移行しているところでございます。

また、各種町内バス路線の再編につきましては、計画策定時のニーズ調査に基づきまして、本年4月より次のとおり実施しております。

六日市交通有限会社が運行いたします、広域線につきましては、正午前の時間帯におきまして、町内区間を運行する便を1便増便をしております。

それから、有限会社柿木産業が運行する栴谷線、大井谷杉山下須線につきましては、六日市から柿木間の拠点間移動を円滑化するために、六日市交通広域線並びに石見交通広益線との乗り継ぎ性を向上させる目的で、増便及びダイヤの変更を行っております。

六日市交通有限会社が運行いたします、蔵木線、蓼野線、高尻線のデマンド運行便について、区域運行化を行うことで、自宅や目的地付近での乗降を可能といたしまして、バス停までの移動の負担軽減を図っております。

令和3年度以降の取り組みについてでございますが、次のとおりでございます。

六日市地域市街地循環線の導入検討を行い、医療機関、商業施設へのアクセスの向上、施設間移動の身体的負担軽減などの利便性の向上を図ります。

次に、再編を行った各種バス路線の乗車率向上、それから利用者の裾野を広げるためのバスマップや動画等による、バスの乗り方ガイド等を作成いたしまして、さらなる利用啓発に向けた取り組みを行っていく予定でございます。

また、柿木地域の乗り継ぎ拠点の検討についてでございます。これは以前からお話がございますが、この点につきましては、柿木地域の公共施設のあり方検討等を行いまして、総合的に検討していく予定でございます。

次に、デマンド型区域運行路線の運行継続についての問い合わせがございました。

1点目での答弁でも触れましたが、令和3年4月より六日市地域では、蔵木線、蓼野線、それ

から高尻線のデマンド便の区域運行化及び柿木地域では、椈谷線、大井谷杉山下須線の増便を行っております。

いずれも運行範囲の拡大や運行回数の増加等の理由により、経費の増加が当然見込まれます。これまでも路線バスの運行形態については、利用者ニーズを踏まえた上で、利用者数、乗車率、採算性等から見直しが行われてきた経緯がございます。

今後のデマンド便継続の可否につきましては、吉賀町地域公共交通網形成計画の中の見直し基準に基づきまして、3つあるわけでございますが、1つは1便当たりの利用者数、2つ目として稼働率、3つ目として収支率、この3つの観点から見直しについて検討を行うこととしております。

それから、方向転換についての御質問もございました。

先ほど説明しました町内バス路線の再編の中で、六日市交通有限会社が運行する広域線について、正午前の時間帯において、町内区間を運行する便を1便増便いたしました。この便は起点、終点がゆ・ら・らと新畑になるものでございます。新畑においては、方向転換を道路上で行っております。ただ、乗客は乗っていない状態で、路線以外の見通しのよい場所で行っていますので、直ちに問題になることはないものと判断しておるところでございます。

最後のところで、定額タクシーの導入についてのお問い合わせがございました。タクシーについては、町内各地域において導入されている、デマンド型区域運行バスと同様、高齢者や妊産婦等、移動に身体的負担を抱える方に対して、ドア・ツー・ドアでの移送サービスを提供する上で、不可欠な公共交通でございます。

一方で、運賃については、路線バスに比べ高額でございまして、利用することに抵抗感があるとの声も聞かれます。

このため、高齢者等を対象として、タクシー券を定額で発行するなどのサービスを開始している自治体もございます。

当町としましては、路線バス、タクシーとも、維持継続を図るため、利用しやすいダイヤ編成や運行形態へ総合的に再編を行っていくこととしていますが、タクシーに特化して、全町的に運賃助成を行うことは、財政的な面からも、現在のところ考えておりません。

バス路線の廃止は、経済活動の低下や地域生活への閉塞感につながるなど、影響が大きく、まずは既存の路線を守っていく必要があると考えます。このため、ドア・ツー・ドアにできるだけ近づけることができるよう、各地域内バス路線において、デマンド型区域運行を導入し、利便性の向上を図っています。

ただし、これにより、全ての移動ニーズが補完できておらず、六日市地域の施設間移動を行うための、市街地循環線の導入におきましては、タクシーや、それからグリーンスローモビリティ、

この活用も視野に入れた検討を行う予定であるということ、申し上げておきたいと思ひます。

それから、費用のことであつたり、それから外国人の労働者の方のことや、いろいろ課題や問題があるというお話がございました。そうしたことを吸い上げているかどうかという御指摘もございましたが、これは議員も読んでいらっしゃると思ひますが、交通網形成計画の中のスケジュールがありまして、目標の1、2、3で、要するに15の区分けをした実施項目があつて、これをそれぞれ検証してやっていきたいと思いますので、スケジュールを全部落としております。

それをどういふふうを利用していくかという、俗に言う、PDCAを働かして、町にあります、吉賀町地域公共交通会議という会議がございまして、ここでそれぞれの年度で精査をさせていただきます、次なるその課題の整備に向けて取り組んでいきたいと思いますので、皆さんが課題を持ち合つてお話をする機会があるということ、最後のところで申し上げておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 午前中も、同僚議員から今のスクールバスの件でありましたが、やはりまずスクールバスも見直すべきだと、利用者、利用率、稼働率ですが、幹線道路で20人以上乗っているとか、10人とか、5人とか、やはり何かの基準を設けて、そうしていかないと、人口は減っていくのに、利用者がバスに1人、1.何人だというような、そこはしっかり考えていかないといけないのではないかとと思ひます。

それと、外国人、技能実習生の方たちが、私も、たまたま通りかかったんですが、祭日だつたと思ひんですが、バスを待っておられたんです。たまたま時刻表もなく、風で飛んだか何かでなく、ずっと待っておられたのを見たんですが、日曜、祭日のバスの便も必要ではないかと、移動が、お年寄りもそうですが、やはり普通の日でなく、日曜日に買い物とか、いろいろとあると思ひんですが、そういうところも、もう一度考えてもらつたらと思ひます。

それから、形成計画の中の66ページですか、運賃の案として、定期運賃とかで、定額とか、いろんなそういう提案もされておられます。個人負担の問題があると思ひんですが、デマンドバスで、予約があれば家の近くまでお伺いしますと、また家の近くで降ろしてあげますということは、タクシーというか、そういうなに、ドア・ツー・ドアで近づいていると思ひます。

それなら、思い切つて昼間の利用の少ない便は、こういうところに振り替えていくとか、形成計画でちゃんとできていますが、やはりそれ以上にどんどん利用の率が下がっていくとか、そういう状況が見られたら、そういうところをまず取り組んでいかれたら、本当に、先ほども申しましたが、どうしても、生活のためにいるバスですので、考えてほしいと思ひます。

それで、これ質問のまとめということはないんですが、定額制のタクシーは、例え集落の人口が減少し、車の所有が減つても、週に何回かこのタクシーが動いてくれれば、動きがとれないと

というようなことは、ないという安心感があると思うんです。

吉賀町独自の交通体系で生活を守るため、移動の手段を確保してほしいと思います。

次に山登りの件ですが、町内登山される山は、ほとんどが上のほうは国有林で、条件によっては、入山の申請が必要なこともあると思います。森林管理署職員さんや作業員の方は、ヒトココというGPS機能のついた、位置情報機器を持って山に入られると聞いております。

町もそういう位置情報機器など持って山に登ってもらう、ゆ・ら・ら等に備えておき、国有林登山情報等も整備しておかれると、そういう利用者也喜ばれると思います。

国有林も県内では、吉賀町が多いほうで、本当にそれだけ自然も豊かということになるのではと思います。まず、町民、私も町内の山に登り、その次に西中国山地の山々に登ったらと思います。

それから、獣害対策ですが、県もこの春まで、目指そう鳥獣被害ゼロ、地域ぐるみで被害対策に取り組む集落を募集とありました。そこには、防護柵を設置しよう、緩衝帯をつくろう、野生動物の餌場をなくそう、加害動物を捕まえよう、そしてその上に、個々の動物に対して圍場を守っていくということは、先ほど町長もおっしゃいましたが、やはり個人個人の取り組みが必要だと思います。それを町が応援していく。この町で農産物を生産していくんだと、いうその意欲が失われるのが一番怖いと思います。活力も失せていくと思います。

まず、早急な、吉賀町としての独自の対策を、もう一度考える必要があるんじゃないかと思っておりますが、町長、まとめで、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域交通のことから申し上げますが、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。申し上げましたように、見直し基準も3つの観点で準備をさせていただいておりますので、そうしたところへ、なぞられえて見直しをするか、しないかというような見極めをやっていききたいなと思います。問題は費用対効果ということになろうかと思っておりますので、そのような観点对応していききたいなと思います。

それから、外国人の皆さんの対応、あるいは、土曜、日曜、祝祭日の対応のお話もございました。こうしたことも総体的に、会議の中で協議もさせていただきたいなと思っております。今、ここで具体のお答を出すことはできないということは、御理解賜りたいと思います。

それから、地域交通ということになりますと、あとの議員さんのところでも、御質問が何点がございまして、それぞれ地域、地域の事情があつて、利用される方の年代層であつたり、目的であつたり、それぞれがあつて、それぞれの地域ごとに課題があるということは当然のことなんです。それぞれの地域ごとにカスタマイズしていくというのは、これはそれこそ効率的なところで、かなわないところではございますので、総体的に、皆さんに御理解頂けるような形を、全町

的な中で、対策をやっぱり考えていかなければならない、そのことが大事だろうと思います。

タクシーとか、お話もございました。先ほど申し上げましたように、循環型のところでは、グリーンスローモビリティというようなことも、検討の材料にさせていただき予定でございますので、様々な観点から使っていただきやすい、そうした地域交通を考えていかなければならないと、思っております。

前後いたしますが、山歩きとか、山登りのお話もございました。位置情報の機器の話も、御提案がございましたので、これはまたいろんなことで勉強もさせていただきたいと思っておりますし、それから何よりも、やっぱり地元の山でございますから、地元の住民の皆さんにまずは山に愛着を持っていただくということが、一番だろうと思います。

これは山に限らず、川もそうでございますし、全部同じことなんですが、まずは地域の皆さんに愛していただけのような、利活用していただけるようなことを、考えていかなければならないと思っております。

最後は鳥獣対策でございます。繰り返して申し上げますが、吉賀町のスタンスは、地域ぐるみでの鳥獣対策ということでございます。ただ、その前提とすれば、何といても、それぞれ個人の方でまず努力をしていただくというのが、大前提でございます。それをやりながら、地域ぐるみ、集落ぐるみで対策を講じていくということ、そのスタンスでこれからも、担当課を中心に頑張ってもらいたいと、考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

ここで、10分間、休憩します。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私、3点通告しておりますが、まず、第1点、地域の公共交通について。

先ほど、7番の議員が質問されましたが、同じことになるか、できるだけ違った観点で質問しようと思っておりますが、ひとつよろしく願います。

現在、地域公共交通について見直しがされつつありますが、基本的な事項について質問します。

平成26年11月に改正地域公共交通活性化再生法が施行され、以後、地域交通の活性化、再

生に向けた取り組みはより一層活発となっております。公共交通のように、他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定されており、道路運送法は公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の一つです。

道路運送法第2条では旅客自動車運送事業を定義づけ、同法第3条では種類として、第1号で一般旅客自動車運送事業、第2号で特定旅客自動車運送事業を定義しています。

一般旅客自動車運送事業を営もうとするものは、道路運送による許可を受ける必要があります。公共交通は、運賃等、いわゆる対価ですが、これをもらって運行することが基本となるため、原則として緑ナンバー、事業用の車両を使用することになります。一般旅客自動車運送事業と呼んでいますが、例外的に白ナンバーで運行する公共交通が認められており、自家用有償旅客運送と呼ばれています。

道路運送法では、安全に係る規定等や届出事項等が細かく規定されています。

吉賀町の場合は、旧六日市町地区が緑ナンバーで運行されており、一般旅客自動車運送事業、旧柿木地区は白ナンバーで運行されており、特定旅客有償運送事業と思われます。

そこで、安全・安心の観点からの質問です。

吉賀町の公共交通網の態様は、道路運送法第5条に規定する許可を受けているものですが、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の3種類の中でどれに当たりますか。

運行している事業者はどこですか。

また、道路運送法に基づく許認可は吉賀町が受けているものですか。それとも運行委託者が受けているのですか。

運行委託者についてですが、運行管理体制——運行管理者や運行管理規程等ですが、の整備がされていますか。

運行により生じた旅客等に対する損害賠償措置に関して、どうなっているのでしょうか。

運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けているのでしょうか。

運行管理者は、日々の運行前の点呼等、運転手に対し安全運転に関する業務をしているのでしょうか。町としてはその確認等を行っていますか。

道路運送法施行規則第51条の18に規定する安全確認、乗務記録、同じく規則の第51条の19に規定する運転者台帳等を、運行委託者は整備されているのでしょうか。それを町はどのように確認されているのか。

その他、安全に関する点検、例えば車両の整備等ですが、どのように確認されているのでしょうか。

地域公共交通の安全、町民の安全に関して、以上の点をお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大多和議員の1点目でございます地域の公共交通についてと  
いうことの前段の部分について、お答えをしたいと思います。

まず、町内のバス路線等についてでございます。

現在、町内を運行しており、町から補助金、負担金を支出しております事業者は、六日市交通  
有限会社、有限会社柿木産業、岩国市があります。

岩国市を除き、町の要請を受けて事業者が行う、道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自  
動車運送業となります。

運行形態ごとの路線についてお答えをしたいと思います。

路線定期運行については、広域線という名称で呼ばれています。ゆららから日原駅を六日市交  
通有限会社が運行する路線のほか、同じく六日市交通有限会社が運行する蔵木線、蓼野線、高尻  
線があります。

区域運行としては、通称デマンドと呼ばれています路線が、六日市交通有限会社が運行する蓼  
野線、高尻線、蔵木線、有限会社柿木産業が運行する大井谷杉山下須線、大井谷杉山線、椈谷線  
があります。

路線不定期運行は、吉賀町内では現在該当がございません。

また、道路運送法第79条に該当する岩国市営バスが、六日市線という名称で、六日市駅から  
錦町駅を運行しているという状況でございます。

次に、運行委託者についてお答えをします。

道路運送法第3条の規定に基づく路線につきましては、各運送事業者が第4条の規定に基づき、  
国土交通省から許可を受けて行っていますので、運行委託ではありません。町は運行の支援とし  
て補助金を支出している形となっております。

次に、運行管理体制についてでございます。

道路運送法第4条による国土交通省の許可を受けるには、第5条に規定する許可申請を行うこ  
ととなっております。

その申請書には、事業用自動車の運行管理の体制、その他、国土交通省で定める事項の書類の  
添付のほか、他の条項で安全管理規定と運行管理者、運行管理資格者証等の届出、変更などに関  
することが定められておりますので、これに基づいて運行事業者が作成、管理、実施を行うこと  
となります。

このことについては、町には許可権限はございませんので、個別の確認は行っておりませんが、  
事業計画の許可書は確認をしております。

損害賠償につきましては、道路運送法第4条の規定に基づき、許可を受けた運行事業者が責任  
を負うこととなります。

続いて、運行管理者の安全管理についてでございます。

議員御指摘の施行規則第51条の18並びに19に規定する、安全な運転のための確認等及び乗務記録、運転者台帳及び運転者証については、道路運送法第78条、79条の規定による自家用有償旅客運送者に対するものでありまして、第4条に基づく一般旅客自動車運送事業に直接関係するものではございません。

道路運送法第78条並びに79条の規定による自家用有償旅客運送につきましては、柿木スクールバスが該当いたしますので、詳細につきましては、所管をいたします教育委員会のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

それでは、柿木地区のスクールバスが、道路運送法第79条の自家用有償旅客運送の該当になりますので、私のほうから答弁いたします。

柿木地区のスクールバス路線は、3路線ございます。

まず、運行の態様といたしましては、路線不定期運行となりますのが下須白谷線の1路線で、路線定期運行となりますのは、木部谷大野原線及び福川椈谷線の2路線となっています。

次に、運行を委託しております事業者は、下須白谷線及び木部谷大野原線の2路線は合資会社共栄会で、福川椈谷線は有限会社柿木産業となっています。

続いて、道路運送法に基づく許認可につきましては、法79条の運送の場合は、事業の実施主体が申請者となりますので、吉賀町が受けています。

また、運行管理の体制等についてですが、運行管理の責任者を選任することとなっており、一事業者は運行管理者、資格者証を有している者、一事業者は、安全運転管理者をそれぞれ運行管理の責任者として選任、配置をしていただき、運行管理規程の整備を行っております。なお、整備管理の責任者につきましても必要となりますので、それぞれ選任、配置していただいております。

次に、損害賠償の措置につきましては、原則、車両に加入した自動車保険により、委託業者の責任において対応していただくこととなります。

続いて、運行に係る日々の点呼、点検につきましては、それぞれ委託業者において実施した上で業務に従事しておりまして、その確認は業務日誌の提出により行っております。

また、安全確認の記録や乗務記録、運転者台帳につきましても、それぞれの委託業者において整備を行っておりまして、毎月の委託料請求時に提出していただく業務日誌や、事業委託契約後に提出していただきます書類等において、それぞれ確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。



○議員（6番 大多和安一君） 路線バスとして、石見交通と、それから岩国市営については難しいかも分かりませんが、その他の六日市交通と柿木産業も、一応補助金を出しとるだけだからということで、町にその監督権限はないからと言われてはいますが、一応補助金等を出しているんですから、できれば、町民の安全・安心に関わることでありますから、町も自動車会社というか、六日市交通の問題だとか、柿木産業の問題だとか言わずに、町も積極的に町民の安心・安全のために関わってもらいたいと思います。

次に、大田市大森町の石見銀山では、ゴルフ場のカートを利用した地域内交通が実施されています。通告書の添付資料として、こういう写真もつけさせていただきましたが、これは銀山カートということで、ちゃんと車両登録されとるものですが、銀山カートを利用した地域内交通が実施されております。

吉賀町でも、このようなカートを使用し地域内交通を始めれば、高齢者の買い物や病院通い等も便利になるのではと思いますが、いかがでしょうか。

子どもに優しい町ですから、今まで吉賀町を築いてきた高齢者にも、もっと優しい町になるのではないのでしょうか。

同じく、電動カートを利用している箇所が県内にもあります。

松江市北部の島根大学付近にあります、法吉団地と読みますが、では、「エコ×ユニバーサルな松江のまちづくりを考える会」、これは、社会福祉法人「みずうみ」や他の事業者など、約70団体で2017年結成された団体ということですが、この団体が高齢者の買い物や通院支援として、20年4月、電動カート「Re×hope」の運行事業を法吉町など市内の4団地で始めたことが、山陰中央新報社の報道を伝えております。このような地域交通について、調査、研究をされているのでしょうか。

六日市地域では、六日市病院から溝上、久保田、新町、沢田、広石、立戸（下塚）を結ぶ循環線とか、病院、立河内、亀原、幸地（県境）から大野までを結ぶ循環線。病院から有飯、畑詰、重則、親迫、田野原、星坂、初見、河津を結ぶ循環線を。七日市、朝倉地域では、下七日市から月和田、抜月、また下七日市に帰って、立戸、注連川、朝倉の循環線とか、同じく下七日市から捨河内、河山を結ぶ循環線。下七日市から七村、横立、皆富、伊勢原から上高尻を結ぶ循環線。

柿木地域では、道の駅から大野原、木部谷、下七日市を結ぶ循環線、同じく道の駅から白谷、大井谷、下須、杉山を結ぶ循環線。柿木、福川を結ぶ循環線をルートに設定して、デマンドバスの補完として、この電動カートを利用したルートを設定したらいかがでしょうか。

これらのルートは、既存のバス利用のほかに、電動カートのバスと言いましたが、電動カートのバスを整備して路線定期運行、もしくは路線不定期運行のデマンドバスとして、自家用有償旅客運送事業としてはいかがでしょうか。午前中にもありましたが、立河内幸地地区の学童の通学問

題も、このようにすれば解決すると思います。

また、大森銀山の電動カートは1台400万円弱だそうです。エポックの整理として3,000万円をつぎ込んだんですから、お年寄りにも3,000万円をつぎ込むと思えば、これ400万円とすれば7台で2,800万円、7台ぐらいは買えることになります。このような形で運行したらいかがでしょうか。

そして加えて、これらの運転手さんですが、各地域で有償のボランティアとしてはいかがでしょうか。

そして、これらをスムーズに運営するため、人工AIを導入したらと考えています。そして、人工AIを導入することに付加価値として、公民館と地域交通を結びつければ、地域の見守りもできるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、電動カートの導入についての御質問でございました。

電動カートを活用した路線運行の導入ということですが、全国的にも県内的にも取り組みが進みつつあるものと認識をしております。御紹介にあった事例についても、先般、私も新聞やニュース等で目にしたところでございます。

国においては、環境省と国土交通省において、二酸化炭素排出抑制対策事業を導入し、普及の拡大を図っているところでございます。

いわゆる、グリーンスローモビリティと呼ばれるものですが、吉賀町地域公共交通網形成計画におきましては、市街地循環線の導入検討が事業の一つとして位置づけられておりまして、具体的には、役場周辺の市街地循環線の導入をこの手法でということ、検討しておるところでございます。

具体的な路線の提案が細かにございましたが、電動カートのバスとなりますと、時速の制限、乗車人数、移動距離、または安全性の課題もございまして、交通量の多い、特に国道や、いわゆる県道を縦走する運行や長距離の運行、この辺につきましては、非常に注意を要する、留意が必要だろうというふうに思っております。

ものにもよるんでしょうが、1台400万円というような御紹介もございました。そうした中で、3,000万円という金額もほかの案件と比較をしてございましたが、それはあくまでインシヤルコスト、初期投資でございまして、こうしたことを運行すれば、当然ランニングコストの部分もございまして、インシヤルコストとランニングコストの全体的なコスト計算をしながら、費用対効果をやはり検討していかなければならないと思います。

それも含めて、申し上げましたように、地域公共交通網形成計画の中の、特に役場周辺の市街地循環線の導入のところ、検討させていただいておるところでございます。

運行形態の御提案も頂きましたが、グリーンスローモビリティの場合、収益性は低いことが予想され、これまで導入した事例を見ても、地方公共団体が運行主体となっていることが多く見受けられますので、その場合は、先ほども答弁をさせていただきました、道路運送法第79条による自家用有償旅客運送事業になるというふうに考えております。

また、有償ボランティアによる運転手の確保との御提案ですが、これまで聞き取った限りにおきましては、現時点でのそうした形での人材の確保は難しいのではないかとというふうに思っております。参考までに、各地区のふれあいサロンでも、ヒアリング等、担当課等でしておるわけですが、自治会による有償運行にしても、話題にしておりますけど、運転手が御近所の人だと頼みにくいであったり、それから運転してくれる方がそもそもいなかったりとか、そうした事情もあるようでございますので、有償ボランティア、手法の一つではございますが、現実問題としては、地区によっては難しい部分も出てきているようでございます。

それから、人工AIを活用したバスについては、全国で実証実験が行われつつあります。現状においては、吉賀町での導入は直ちには困難かと思いますが、運転手不足対策や安全な運行について期待が高まっていますので、将来的には導入を検討することになると思われま

す。それから最後に、公民館と地域交通との兼ね合いのお話がありました。

地域における自動車有償旅客運送など、地域に密着した公共交通体系を導入する場合には、公民館は有力な拠点の一つと考えられます。そうしたことも含めて、公民館のあり方自体も検討しておりますので、直接的に地域交通という観点ではなかったわけですが、非常に有力な拠点であるわけですので、今後活用を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 電動カート、できるだけ採用してもらって、地元の人、地域の安全・安心を高めていただきたいと。いずれ私らも年を取れば自動車の運転免許証返納して、これらにお世話にならないにやいけないんですから、できるだけ早いうちに使えるようにお願いしたいと思っております。

次に、それでは基幹産業である農業の基本を整備しようということで、質問というんですか、提案をいたします。

近年、頻発する豪雨災害に対処するための防災、特に河川改修は必要です。ただ、残念なのは、この河川改修がなかなかはかどりません。

大きな原因は、河床掘削に伴う掘削土を処理する場所がないことと、固定堰を撤去し、ポンプアップや可動堰に切り替えた場合の維持費が増大することにより、地元農業者の理解が得られないため、改修が進まないのが現実です。

私は、固定堰を可動堰、もしくはポンプアップ方式に切り替えた際の維持管理費に関して、何

らかの補助ができれば、河川改修も進み、防災・減災ができるのではないかと考えています。維持管理費の中でも大きなウエートを占めるのは、ポンプ等を稼働させるときの電力料金です。農業用電力料金とは言っても高額となります。

そこで、小水力発電を利用し、ポンプ等、稼働時の電力が賄えないかなと思い、奥出雲町にも行政視察を行いました。

私は、取水する場所に小水力発電ができる施設を設置し、この発電により施設の稼働ができたらいなと考えています。

今回、質問というか、逆に提案かも分かりませんが、河川改修の妨げとなる固定堰が町内にどれくらいあるのかを把握しておくべきではありませんか。

そのためには、次のような項目を整理した台帳を整備する必要があります。

農業用水として取水する河川名、水利権の有無、水利権者の人数、水源の種類——固定堰か可動堰かとか、または沢水等山などから取水するとか、井戸とかなどと、水源の場所、かんがい地区、かんがい面積、年間維持費用、年間の維持管理費、補修費の徴収方法、その他維持管理に困っている事項、このような基本的な事項を把握することにより、農業用水として必要なかんがい用水量が把握でき、可動堰、もしくはポンプアップに切り替えたときの維持管理費の増大分も把握できると思います。

農業を町の基幹産業としていくからには、このような基本的な事項を台帳にしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続いて、基幹産業である農業の基本を整備しようということについて、お答えをしたいと思います。

町を流れております高津川につきましては、ほぼ改修が完了しているところですが、議員御指摘のとおり、一部改修が進んでいない箇所がございます。

河川改修を実施する場合、通水断面を確保する観点から、河積を大きくしなければならず、その場合に障害となりますのが、水田への取水用になっております頭首工でございます。

頭首工のある箇所では河川改修が実施されますと、規模にもよりますが、可動堰や揚水ポンプに変更していただくこととなります。頭首工なら経常的な経費は多く発生しませんが、可動堰や揚水ポンプでは稼働のための電気料が発生してまいります。故障の修理や老朽化により、定期的な更新等の経費も発生いたします。当面の維持管理費は補償の対象になりますが、永続的に保証されるものではありませんので、ある時期からは稼働させるための電気代等、水利権者や耕作者の負担が増加することとなるわけでございます。

議員の御指摘にありますように、そのような負担が、河川改修の妨げになっている可能性も少

なからず存在するものと考えておりますので、経費に対する何らかの補助ということも一つの方法かと思えます。その場合、ほかの箇所の施設利用者との公平性をどのように担保するかが課題になるかと考えるものでございます。

また、町内の固定堰について把握すべきとの御指摘でございますが、頭首工につきましては、建設水道課において、農業用水施設、頭首工の台帳でございます、これが整備をされており、これにより施設を把握している状況です。内容は、施設の名称、受益面積、水利権、取水量、施設規模など、必要最小限の内容が記載されております。

しかしながら、揚水ポンプ等におきましては同様の台帳がございません。今後、台帳等を新たに整備する方向で検討したいと思えますが、議員御指摘の維持管理に関する経費等の記述も必要との大変よい御示唆を今回頂きましたので、こうしたことも参考にさせていただきながら、対応について検討させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 農業を吉賀町の基幹産業ということですので、ぜひとも、このような台帳を整備して今後の農業政策に役立ってほしいと思えます。

それでは、ある程度そういうことで整備するということなんで、次の質問に移ります。

3番目の質問は、吉賀町も、認知症賠償責任保険契約をとということでございます。

令和3年5月14日付の中国新聞の27面、中国ワイド面で報道されておりました。

内容は、認知症の高齢者が不慮の事故で人をけがさせたり、物品を壊した際の賠償リスクに備えるために、民間の認知症高齢者個人賠償責任保険を広島県の三原市が本年度から契約するということです。

希望者を登録して、三原市が保険料を全額負担して一括加入する。住み慣れた環境で暮らし続けたい本人や家族の不安を減らすことを目的としています。市内の自宅に住む認知症の65歳以上の高齢者と家族が対象となるそうです。介護する家族の同居、別居は問わないそうです。1件につき最高1億円を保障する、市が保険会社との契約者となる団体契約で、保険料は1人当たり3,000円。加入者は希望すれば1年ごとに更新でき、本人が高齢者施設に入所した場合は対象から外す。

三原市では、7月から加入希望者を募集する予定です。市内の地域包括支援センターや居宅支援事業所のケアマネージャーを通じて案内するそうです。三原市では本年度50人分の加入を想定し、一般会計の当初予算に15万円を事業費として計上したそうです。

厚生労働省の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされています。

吉賀町は子どもには優しい環境を整えています。この吉賀町を築いてきた高齢者にも優しい吉

賀町でありたいものです。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して長く暮らしてもらえ  
ような環境を整えるためにも、認知症高齢者個人賠償責任保険に吉賀町が一括して契約、そうい  
うシステムを早急に構築すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、吉賀町も、認知症賠償責任保険契約をということ  
について、お答えをしたいと思います。

通告後のところで確認いたしましたところ、三原市において今年度、認知症賠償責任保険契約  
の締結を民間保険会社と予定しているとのことでした。

詳細な内容は、先ほど議員が述べられたとおりでありまして、保険加入のみではなく、認知症  
高齢者の見守りサービスメニューの一環として、導入されているものと考えております。

認知症高齢者をめぐっては、交通事故や火の消し忘れによる火災発生など、日常生活において、  
様々な不安を抱える家族や介護者が全国的に多くおられ、事故等の際に認知症高齢者が加害者とな  
った場合、家族や介護者に対して監督責任や多額の賠償を求められることもあり、そのような  
点から、本人の意向に反して在宅生活継続を断念されるケースも多いのではないかと考えます。

三原市の場合も、列車事故の関係で非常な対応があったということで、それを前例に考えられ  
たというふうに報道があったところでございます。

独居高齢者が多い当町におきまして、関係機関の連携による見守りサービスは実施していま  
すが、御質問のサービスについては未整備であり、今後の介護サービスについては、施設サー  
ビスから在宅サービスへの移行による介護給付費の適正化を実現することを、第8期介護保険事業計  
画に盛り込んでおり、そのための在宅での生活限界点を引き上げる新規サービス等の創設が求め  
られていると認識をしております。

三原市以外にも類似の先進事例があるようでございます。私もネット等で調べますと、ちょっ  
と情報は古いんですが、一昨年11月の段階で、全国で39の自治体が同じような対応をして  
おられる、それに新たに今度は三原市も入るということでございまして、先進の事例もあるよ  
うでございます。

これらについての調査、照会等を行いまして、認知症高齢者の在宅生活の継続に向け、効果が  
確認できるようであれば、吉賀町でも導入の検討をする必要があると考えておりますので、引き  
続き、先進の自治体等の事例を調査、検証を、まずはしてまいりたいというふうに考えておる  
ところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 高齢者に優しい認知症保険の加入を検討していただくというこ  
とで、高齢者にも優しい吉賀町ということを大いに宣伝したいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、6番、大多和議員の質問は終わりました。  
ここで10分間休憩します。

午後2時33分休憩

.....

午後2時44分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 3点通告してありますので、順次質問していきます。

まず最初に、午前中も同僚議員から質問がありましたけど、町長、町政を担われて、早いもので10月で1期4年を迎えようとしております。「まちを一つに」をスローガンに掲げて、「育ててよし」「元気よし」「住んでよし」の3つを基本姿勢に、今日まで大変な苦勞の中で頑張ってきた4年間であったろうと思っております。

まちづくり計画や総合戦略に沿ったまちづくりはできているのでありましょうか。御自身の仕事をどのように評価されておりますか。1期で退くわけではなくて、次の町政も担っていききたいという強い決意等を示されました。しかし、町は今、高齢化に加えてコロナという大変厄介な問題を抱えております。これは全国的なことですし、世界的なことでもありますけど、次の4年間はこの想像以上に疲弊をしている町をどのように立て直していくかという大きな問題に直面していると考えております。

農業や商工業の振興、あるいは六日市病院も、午前中も質問がありましたけど、まだまだ終わっていないエポックの問題、またはアンテナショップの問題等々、問題は山積した4年間になるかと思っております。町長は、町民、町政をどこに導こうとされておりますか。改めて2期目に取り組みもうと考えておられる重点施策をお聞きするとともに、この4年間の検証と評価と決意をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員のまず評価と決意ということで、お答えをしたいと思います。なお、定例会開会時の挨拶と重複する部分も多分にあるわけですが、このケーブルテレビを御覧の皆さんもたくさんおられるわけですが、改めて、少し具体の例も挙げながら丁寧に答弁をさせていただきたいと思えます。その点をお許しをいただきたいと思えます。

私に与えられた任期もあと4か月余りとなりましたが、これまでの後援会活動や就任後の所信表明あるいは施政方針などにおいては、一貫して一体感の醸成を果たして「まちを一つに」した

い思いを申し上げてまいりました。私の目指すまちづくりのスローガンでもある一体感の醸成を果たして「まちを一つに」するために、3つのよしの推進をお示したところであります。3つのよしにつきましては、先ほど御紹介ございましたように、「育ててよし」「元気よし」「住んでよし」でございます。このことについて代表的な事柄に限定にはなりませんが、私なりに振り返ってみたいと思います。

まず1つ目は、「育ててよし」についてであります。地域の宝である子どもたちの健やかな成長を促進するために子育てしやすいまちづくりを目指してまいりました。全庁を挙げて取り組んでおりますサクラマスプロジェクト事業については、第2段階のフェーズに入ることができました。

当町の看板施策である少子化対策については、再生可能エネルギーから創出される財源を活用して無償化を継続してまいりました。教育環境につきましては、学校施設の整備を進めるとともに社会教育活動の拠点である公民館に自治振興としての機能も持たせるため、公民館のあり方について検討し、2人目の公民館主事の採用に向けて準備をしているところでございます。

生涯スポーツの推奨につきましては、既存施設の自立強化を行ってまいりました。今後の課題といたしましては、国策でございますGIGAスクール構想の運用、教育施設及び社会教育施設の整備、さらには国民スポーツ大会の準備などがあろうかと思っております。

続きまして2つ目は、「元気よし」についてであります。住民の命を守り、生きがいのある生活を促進し、健康長寿のまちづくりを目指してまいりました。

医療体制の充実については、当町の基幹病院である六日市病院が六日市学園へ閉校に端を發して、大変厳しい状況となりました。引き続き、島根県、石州会、当町で構成する医療介護あり方検討会議で協議し、病院機能を是が非でも存続してまいりたいと思っております。

地域福祉については、社会福祉協議会の財政逼迫という局面がございましたが、財政支援を行うことにより、運営状況の改善を図ることができました。

児童福祉につきましては、園児数の減少により朝倉、木部谷、両保育所を昨年度末に閉所いたしました。

障がい者福祉については、障がい者差別解消法が施行されまして、合理的配慮の精神が常識化されてきた中、老朽化と狭隘化を解決するため障がい者総合支援センターを新築したところでございます。今後の課題といたしましては、何を申しましてもワクチンの予防接種でございますが、こうしたことをはじめとした新型コロナウイルス感染防止対策、医療介護、高齢者福祉、生活困窮者対策、さらには地域公共交通のあり方などがあろうかと思っております。

最後に3つ目は、「住んでよし」についてであります。魅力と活力に満ちた地域振興を促進し、豊かさを求めるまちづくりを目指してまいりました。その中でも地域商社事業については、地域



資源活用と地域ブランド確立により、低迷する地域経済の起爆剤として計画いたしましたでしたが、諸事情の中で昨年度末での事業中止を決断いたしました。これまでの取組内容をしっかり総括の上、今後の産業振興の進め方を模索してまいります。

また、その前段の取組みで町内統一のロゴとキャッチコピーが吉賀高校の生徒の皆さんの御尽力により作成され、ふるさと納税についても昨年度からこれまでにない伸びを見せておりますので、この点についてはより一層進捗させていきたいと考えております。

第三セクターであった株式会社エポックかきのきむらにつきましては、民営化への移行を決断いたしました。行政とのかかわりは何度も申し上げておりますが必須でございますので、産業課を中心として連携を深めてまいりたいと思います。この間の大きな動きとして、森林環境譲与税という新たな制度が創設されました。当町ではこの財源を充当して、山林資源の活用と担い手の育成に取り組むことといたしました。

今後の課題といたしましては、コロナ禍に対する経済支援、生活支援はもちろんでございますが、農業生産現場の活性化、有機農業の推進PR、有害鳥獣対策、商工業における事業承継や従業員確保対策、観光振興、多文化共生対策などがあるかと思っております。

以上、代表的な事柄について振り返ってみました。それではこの間、展開してきた施策によって一体化の醸成が実感できているかといえば、残念ながらまだまだという感じでございます。

確かに就任後において、予期せぬことも多くございました。先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会における財政逼迫、七日市地区の大規模建物火災、六日市学園閉校と六日市病院のこと、そして新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大でございます。このことにより、町民の皆様には多大な御心配と御迷惑をおかけすることとなりました。

また、地域自治区の延長や住居表示の対応、最近では当初予算の否決という前例のない経験もさせていただき、就任以来、まさに激動の日々の連続でございました。こうして顧みますと、まちづくり計画や総合戦略に沿った様々な施策を展開してまいりました。

特に大きな枠組みの観点で申し上げますれば、全国的な課題である人口減少対策については、総合戦略を策定し、全職員挙げて取り組んでまいりました。その結果、昨年実施した国勢調査の速報値では前年調査より減少率がさらに低くなり、4.6%の落ち込みに抑制することができました。この数値は本土側の町村の中では一番低い数値となりました。

しかしながら、その一方ではやむなく事業の推進を断念したものやいまだ着手できていないものもあり、多くの課題が山積しているわけであります。この間、紆余曲折ありながらも、これまで町政を前に進めてくることができましたのも、ひとえに町議会をはじめ町民の皆様、各界の皆様の御支援の賜物であり、深く感謝と御礼を申し上げたいと思います。

今日まで、町民の皆様の負託をいただいた町のリーダーとして、私なりに責任をもって全力職

務に当たってまいりましたが、所信表明した事柄は志半ばであり、いまだ成就されていません。

このような状況下において、町長としての責任を放棄するわけにいかないと判断いたしました。今後におきましても、財政基盤強化を図るとともに当町の基本計画に基づいて、町のために、そして町民の皆様のためにその先頭に立って誰よりも汗をかかなければならないと考えています。そのためには、初心を忘れることなく、一体感の醸成を果たすまちづくりに向け、全身全霊で取り組んでいくしかありません。このような思いの中で、任期満了後も残された多くの重たい課題を自らの手で解決するために、引き続き吉賀町のかじ取り役として努めていく決意を固めたところであります。

なお、通告の最後のところでは、2期目における重点施策についての質問がございました。まだ、現在の任期も4か月余りあるわけでありますので、まずは残された任期を精いっぱい努めてまいりたいと思います。現状は、これまでの山積した課題に加えて新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大により、地域の皆さんの生活と経済は本当に疲弊をしております。これからの残された期間、任期、そして仮に引き続き町のかじ取り役になったことを想定しても、現状が一気に好転することは考えられません。したがって、現在の課題解決に向けた取り組みがその後における当面の吉賀町における重点施策として捉えて対処していかねばならないと考えております。

以上でございます。少し長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 2期目の重点施策というのは、今のところ答弁できないということですので、それはそれとして、いろいろ評価なり検証されていますけど、私は特別に今までのやり方に物申すとかそういう意味ではなくて、これからの事もありますので少し意見を述べて、答弁できれば答弁をいただきたいと思います。

六日市病院のことは、明日、同僚議員の質問も出ていますので、これはさておきまして、エポックとアンテナショップの事について少しお考えをお聞きしておきたいと思います。

ちょうど今、人口の減少率が県下で一番と言われましたけど、その内容をやはり精査する必要があると思いますし、それとこれは吉賀町で農業を営んでおられる方の、議会に対する意見も出ているわけですけど、やはり外国の方の技能実習生を受け入れるときの、企業さんはきちっとした受け入れ態勢ができるんでしょうけど、一個人の農業者が実習生を受け入れるというときには、この方は特に住宅の問題を提起されています。

空き家の問題も出ていますが、やはり町としてその人口の減少率が減ったんだということであれば、やはり受け入れ態勢というのをきちっとして、最後までその面倒を見るという姿勢を示さないと、そのいろいろな各国語で印刷した袋とか、ごみの収集場所の案内もサインも大事なんでしょうけど、それ以前にそういう町として本当に、町長、もう恒久的に今からこういう社会に

なるんだろうということをおっしゃるわけですので、それだったらそれで、きちっとした対策をとって行く。同じ世界の人類ですので、どこに住んでも同じ接し方ができる、そういう優しい施策を打つべきだと考えております。

今の技能研修生が、農業の受け入れは上から5番目だそうです。レタスで有名な川上町は、もうこの実習生を受け入れないと農業ができない、継続できないというところまで来ています。そういう状態ですので、吉賀町も町長が胸を張って人口減少のその比率が下がってきているんだということをおっしゃるのなら、そこの辺のところまで目配りをするべきだと思っております。

それと、エポックに対しては民間移行後もきちっとフォローしていくんだという考えを述べられましたけど、それと同時に30年で60億円弱の経済の基盤が失われたわけです。これエポックの菌床なりいろいろな事業をやめたために。その今まで受益として受けていた農家の農業所得、これをどうするのかということも一つの問題なわけです。

そこで、確かに議員の皆さんがおっしゃるように、損失補償は第三セクターにしてはならないということがありますけど、役員会で町長もその借入金の上乗せをしているわけですよ。これは損失補償を認めたということと同じことじゃないんでしょうか。第三セクターの一番多いのは地方の鉄道だそうです。昭和56年に国鉄再生法ができて、そのとき国鉄は地方の赤字路線を全部離れたから、地方は地域の足を守るために第三セクターを作って、立ち上げて、今も40社あるんですけど、その鉄道を守っているわけです。近くでは錦川鉄道清流線があります。岩国市が45.8%の出資をして、毎年2,495万円の赤字が出ています。それでも第三セクターとして自治体は責任を持って運営しているわけです。少し、逃げ方が早いと私は感じております。

それとアンテナショップですけど、あと1年半で家賃の補助が切れます。お隣の津和野町の東京事務所がどれだけの経費を掛けておるか御存じだと思いますけど、それに比べたら微々たるものです、このアンテナショップにつき込んでいる金というのは。売上げが1,000万円アップしています。2018年から2020年の間に。それでもやはり、向こうに出て行くわけですので経費はかかります。冷蔵施設が壊れたということで、3人の理事の名義で借入れをして冷蔵庫を入れてあります。

なぜ、農家や農業支援をするために、企業組合が個人で借金をしながら170名の農業者のために汗をかかなければならないわけですか。しかもその理事というのは無報酬です。私は、町はこれ責任を放棄しているとしか言いようがないと思います。正常な形は御自身が会長をされている農業公社のやり方です。これは町としての正常な支援のやり方であり、農業を守り、農家を守っていく、そして経済活動を活発化して経済を回していくという、大前提ですよこれは、行政やら政治の。

この辺のところ、町長何かありましたら、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お答えをしたいと思います。

人口減少のお話がありました。先ほど申し上げましたように、国調で前回の4.6%マイナスでありました。人口減少をしていることには間違いのないわけでございます、この減少率を少しでも抑制をしたいということで、職員挙げて、当然行政だけじゃなくして、町民の皆さんにもしっかり頑張っていたいただいたその証でございます。

この比率が県下の19の自治体の中で5番目に低かったということ、それから町村の中でも11の中で3番目に低かったということ、さらに本土の町村の中では一番低かったということは申し上げましたということでございます。これは、はっきり数字で出た部分でございますので、それをお伝えをしてみんなで頑張った証としてこういう数字が出ましたよと、こういうことでございます。

そうした中で貢献度ということで、外国人のお話がありました。私は外国人だけの話でなくて、現にいわゆる、日本人という言い方をさせていただきますが、外国人以外のいわゆる自然動態、そして社会動態の本当に貢献をしているわけでございます。

ただ、この全国的な流れの中、特に島根県、中国管内も含めてなんですが、吉賀町はとりわけ200人前後の外国人の方がいらっしゃって、人口に占める比率が3.5%ということで非常に高いと。ですから、外国人の方も今、住民基本台帳でカウントする、本当にお一人お一人の住民でございますから、ここをしっかりと支援をしなければならないということで、今現状はソフト面を対象に支援をさせていただいているところでございますが、御指摘ございましたように住居対策というのは外国にもそうでございますが、事業継承であったり従業員確保とか言いますと、これは外国に限らず全町的な大きな大きな課題でございますので、町にあります人材確保定着推進協議会のほうとまた協議をさせていただきながら、様々な施策を講じていかなければならないというふうに思っております。

エポックのお話がありました、エポックはこれも何度も申し上げますように、民営化に移行いたしました、町としてはこれまでの経過もございまして、大きな町としての資源でございますので、しっかりバックアップをさせていただきたいということで。

まずは、当座のところはバンクミーティングの話をさせていただきましたが、これからの経営のところが一番気になるわけでございますので、関係する方と協議を重ねてよりよい方向に向けて取り組んでいきたいと思っております。それから、これまでの経済効果で言いますと、平成5年に発足して、民間に移行するまで三セクが28年間続いて、恐らく約50億円だと思います、経済効果は。

そのように聞いておりますが、そうした経済効果があったわけでございますが、これがいわゆ

るなくなってくるということになりますと、当然、農家の皆さんをはじめ、加工をしている皆さんもそうですが、非常に大きな打撃を受けるわけでございますので、これは農業、それから商工業限らず全産業に向けてのことにもなろうかと思いますが、ああして地域商社のところが頓挫いたしましたので、新しい展開に向けてまずは総括をさせていただいて、少し時間がかかるかも分かりませんが、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて全産業の振興に向けて取り組んでいかなければならないというふうに思います。

それから、アンテナショップのお話がありました。これもこれまでのところで何度も申し上げておりますが、御紹介のあったとおりでございます、令和元年の9月から食と農・かきのきむら企業組合様に運営をしていただいているところでございます。現在2期目でございます。売上げにつきましては、御紹介ございましたがエポックかきのきむらが運営しておりましたときと比較いたしますと、1年目は増加をしております。それから2年目につきましてもさらに売上げを伸ばしているということで担当課長のほうから報告を受けているところでございます。

しかしながら、御多分に漏れずコロナの影響があるわけでございますので、今後の状況が非常に気になるころでもございます。引き続き、企業組合様と担当課で最新の情報を共有してまいりたいというふうに思います。

それから、先般の全員協議会のほうでもコロナの関係の財源を活用して、保冷库の更新をさせていただくという質疑の中で、これからはどうなんだというようなお話もございましたが、我々としたしましてはせっかくある、このアンテナショップでございますので、これについては引き続き継続をするという前提の中で町の設備を更新をさせていただくという思いでございます。

あとは、来年のまた時期には3年を迎えるということでございますので、引き続き企業組合様のほうと協議を重ねていって運営が継続できるような形で協議もさせていただきたいなというふうに思っております。まずは、このコロナの関係がでございますので、本当に気になりますが、本当に最新の情報を共有しながら対策を講じていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほど、津和野町の東京事務所の話をしましたけど、ここで経費のことはさておいて、今ここで恩恵を受けているのが津和野高校だそうであります。知人に聞いた話ですので、どういう方向に行くのかというのは確認してませんが、町独自の寮をつくってさらに盛り上げていこうという、その存在はこの東京事務所の存在が非常に大きいということ、反対もあるという話もありますけど、やはりその方は高校の存続につながっている、あるいは酒屋さんやら農家の報道されていますけど、PRにもつながっているということで評価をされておりました。

アンテナショップも今、津和野街道なり、ゆららにしても交流人口はかなり大きなものがあると。これは廿日市のアンテナのほうから聞いております。吉賀町にアンテナショップがあるために、ゆららにも来て、六日市にも来られて、交流をされている。ただ単に、あそこが物を売って赤字が出たとか、そういう小さな問題ではないわけでありまして、ここをしっかりと先ほども安蔵寺の話も出ていましたけど、そういうこととも結びつけて、もう少し本当の企画の仕事になると思います。その辺のところもうちょっとグランドデザインを、大きな絵を描いて、物語を作って、まちづくりをしていく、そういう一つのいいチャンスですので、ぜひその辺のところを1点を見るだけではなくて、そこから面を見ていくということを心がけていただきたいと思います。

次に、住民自治と職員参加ということで聞いておきます。

今、ややもすると口当たりがいいからかどうか分かりませんが、自助という言葉が、自助、共助という言葉が当然のように言われておりますけど、この地域を見ますと高齢化、あるいは若者の自治への無関心、無関心と言ったら語弊があるかも知れませんが、それは仕掛けるほうが悪いのかも分かりませんが、なかなか若い人が住民自治とかそういう行事とか、いろいろなその地域を自分たちの地域を作っていこうということに参加がなかなか難しい、しないという地域が出ていますし、自助も共助もできないような、もう疲弊した地域も出ております。

一方で、これは特に旧六日市のことなんですが、まずシャクナゲです、彼岸花、カタクリ、先般は広石の芝桜のことが少し報道されていましたが、会長さんの言葉にあの広石の地域を芝桜の里にするんだという意気込みがありました。こうして、まだそうは言っても、地域で、自分たちで自助で、あるいは共助で地域を守っていこうという方々はたくさんおられます。その活力があるうちに、新しい自治の姿を描くべきだと考えております。

町長、先ほど成果の中で、公民館に主事を2人配置するんだということを、1年か2年になるんですかね、述べられましたけど、その2人目の公民館主事の役割、あるいは仕事、担ってもらう仕事、その辺のことをもうそろそろ結論を出して前に進むべきだと考えておりますが、いかがですか。

それと、このたびコロナの関係で柿木庁舎が閉庁になりました。このことで分かったことですが、これからの時代、特に災害だけではなくて、こういう思いもしないウイルスの蔓延とかいろいろなことが想定されるわけですので、危機管理の分散というのはぜひ必要だと思っております。ややもすると、庁舎を一つにしてという合理的な考えですけど、合理化というのはよく考えたら衰退なんです。人間の体に毛細血管があるように、いろいろなところに網を張り巡らして、それは経費がかかるかも知れませんが、やるのが行政ですよ。ましてや危機管理と併せて運転免許の返納とか、もう遠くに行けないお年寄りもたくさん出てこられているわけですので。

私は、危機管理の分散をすることが1つ、それとあまりにも今日午前中町長が言われてました

けど、職員が地域のことを知らない、ましてや今の若い世代の人、採用される人は、町外からの方も多いわけです。地域を知らない、実情を知らないものが政策や立案をできるわけが、まちづくりなんかできるわけないんです、というのが私の持論でありまして、やはり住民と一緒にあって町を作っていく、そのためには公民館に1人か2人は職員を張りつけて、いろいろな情報をその地域、5つの公民館の地域の情報を吸い上げて施策に生かしていく、そういう作業をしないと職員の皆さんが机に座ってやる事務の仕事だけでは、それはとてもじゃないけどまちづくりはできないと思っております。

これは、私の考えですので、そんなことはできないと言えればそれまでなんですけど、公民館に地域振興室、仮称ですけど設けて、ワンストップサービスを行うべきと考えておりますがいかがでしょうか。

危機管理で言いますと、雲南市が一つの庁舎で管理しておったために、あそこは本庁舎を閉庁しましたよね、コロナで。そういうことも今からの時代、考えておくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、住民自治と職員参加ということでお答えをしたいと思います。

まず、公民館主事の件についてでございます。現在、これまでのところで担っていただいております公民館主事の業務に、今後新たに地域づくりに関わる業務が加わるということになるかと思っております。2人目の公民館主事の仕事として限定するわけではなく、2名の公民館主事で元来の、これまでの業務と新たな業務を担ってもらうということになるかと思っております。地域づくりに関わる新たな具体的な業務としては、それぞれの公民館区域、公民館ごとに特徴があるわけがございますし、当然、異なっているわけがございます。今後の議論の進め方でも異なってくると思っております。

人づくりと地域づくりに係る業務内容あるいは業務分担については、基本的には各公民館の判断に委ねることになるかと思っております。ですから、役場のほうが一方的にお二人の公民館主事を採用したので、あなたはこれをしなさい、あなたはこれをしなさい、こういうやり方ではなくて、それぞれの地域に合った人づくりと地域づくりがあるわけですから、あとは公民館の中で、あるいはそこに教育委員会であったり町長部局、地域づくりということになりますと、企画になりますが、そうした部署が一緒になっているいろんなことを考えて、お二人今度そろそろであろう公民館主事の仕事の全体のボリュームであったり、仕事の分担をそれぞれの立場で、それぞれの公民館で私は考えていただければ。四角四面のようなものを作る必要は私はないというふうに思っております。まさに独自性を持たせた公民館であってほしいというふうに願っているところでございます。

それから、公民館の機能等についての御提案もございました。危機管理の観点で見ますと、行政機能を維持させるために分散化は有効であると考えているところです。今回、柿木庁舎の閉庁という措置をとり、大変住民の皆様には御不便をおかけしたところでありますが、六日市庁舎は利用できたということで、一定の行政機能の維持は確保できました。こうした意味で2つの庁舎を有することは大変大きかったというふうに考えております。

また、行政がより住民に近づくことで、これまで以上に住民との協働を進めること、そして公民館にワンストップサービスの機能を持たせるとの御提案であります。一般的に言われるワンストップサービスの実施は、現状のマンパワーの中では難しいというふうに考えておりますが、このことにつきましても、2人目の公民館主事の配置が今年度中にはできるというふうに計画しておりますので、そうした議論の中で、今御提案のあったような内容、どうしたことが対応できるのか。そうしたことをやはり皆さんと一緒に検討していくのもいいのではないかとこのように考えております。

それから、職員が地域に出かけていくということもございます。職員が地域の実情を知ることにつきましては御意見のとおりでありまして、役場職員としては仕事の第一歩として認識しなければならないと思います。

前段の9番議員へ回答と重複いたしますが、このことは年齢に関係なく、ですから私も含めてでございますが、職員が地域の一員として認識を強く持ち、住民との対話、活動により地域の実情を正確に捉えて、様々な課題を自ら発見し、主体性を持って行動する職員の養成にこれからも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 住民とのかかわりが薄いほど、行政との距離は遠くなると私は思います。そうすることによって、やはりトラブルも起きてきます。ただいま、提案ですけど、今、仕事の働き方は別に1か所にいなくてもリモートなりでつながっておられるわけです。ですから、極力職員が住民に近いところで、特に新しく入った職員は地域を知ること、公民館に勤務するというのも、ぜひ考えていくべきだと思います。分散です。国は今、東京の霞が関から、なかなか遅々として進みませんが、いろいろな機能を地方に分散しておるわけじゃないですか。だから、それがこの小さな町でできないことはない、要するにやる気があるかないかの事だと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

次に、長期的な農業政策をとということで質問をいたします。

農業従事者の年齢を考えれば、そう遠くない将来に耕作放棄地がさらに増加することは想像できるわけでありまして。このことは、集落の荒廃を意味します。間違いなく人口は減ってくるわけですけど、地域の質の問題であります。規模ではなくて内容、活力のある地域を作るべきであり



ます。そうしなければ、町の存続は保たれないわけであります。幸い、旧六日市地区の農業者は米に強いこだわりと一種の誇りを持っておられます。食味コンクールにもたびたび入賞している吉賀米をもう少し宣伝活用して、生産意欲の向上に努めるべきだと思います。そうすることが、耕作放棄地を出さずに地域を守っていくということにつながると思います。

それには、まず次の世代の担い手を育てなければ、今まで集積した方々の年齢がもう既に60から70、80となっています。今からどんどん、この方たちが土地を離れます。そうしたときにどうするか、そういう担い手を育てるのに何が必要かということをお聞きしておきたいと思います。

また、米作は土地利用型の農業であります。圃場整備は必要であります。まだできていないところがありますが、こういうところは、もうカヤが立ち、木が立ち、どんどん荒廃しております。

まさに担当課が地域に出向いて、圃場の整備を進めるべきだと考えております。そうしないと、同僚議員からもありますように、有害鳥獣の増加がますます増えて、垣の中に人間が生活するような状態がまだまだひどくなる。それが生産意欲を減退して、悪のスパイラルが繰り返されるわけですので、この辺のところは、ぜひ作業のしやすい圃場を残しておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それと最後に、国や県は有機農業の推進に大きくかじを切っております。これは、経済財政運営と改革の基本方針の中で、骨太の方針が出ていますけど、成長分野への集中投資で、脱炭素あるいはデジタル、その中で、脱炭素の中で、有機農業も、前も紹介しましたが、2050年に全耕地面積の25%を、100万ヘクタールですよ、拡大するという計画を立てています。化学肥料、農薬は、農薬は半減です。化学肥料は使用量3割減。これがなぜその脱炭素の社会につながるのかといいますと、大量の電力を使うからであります。

ちなみに、この有機農業が一番進んでいるのは欧州連合なんですけど、30年度までに、日本は50年度ですけど、EUは、30年度までに25%以上にするという目標を掲げています。

今世界の流れとして、脱炭素社会の構築、ここをきちっと押さえておかないと、多分今まで先頭を走っていた当町の有機農業の推進計画が頓挫しとるわけですよ。これ、どうなつとるんでしょうかね。

農水省は、2006年に有機農業推進法をつくって、2008年に吉賀町はモデルタウンに指定されていますよ。平成27年3月に改訂されてから、吉賀町の推進計画は塩漬けになっていると聞いております。

前の町長も言われていましたけど、柿木と六日市の、その町の生い立ちが違うんだからということで、空散もやめないし、有機農業もそう積極的には取り上げてこなかったわけですけど、町

の成り立ちが違うということを理由にいつまでも責任逃れをしとったら、新しい町なんかできませんよ。生い立ちなんかちゅうのは、それは17年の合併のときに、既に旧六日市町と旧柿木村の生い立ちは違ったわけでしょう。それを承知で合併したわけですので、もう16年になるわけですか。16年もたって、いまだに、まだ生い立ちが違うからと言って何も手をつけない。それは行政の怠慢であり、政治家のやることじゃないですよ、そりゃ。

3点聞きましたが、御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、長期的な農業施策をということでお答えをしたいと思います。

まずは、吉賀米の、お米の宣伝についてでございます。

当町で生産されたお米は、米・食味分析鑑定コンクールやお米日本一コンテストなど、全国のコンクールで優秀な成績を何度も収められております。これまで吉賀町選抜として、平成27年から米・食味分析鑑定コンクール、平成30年からお米日本一コンテストに出品しており、今年も実施予定でございます。

米の認証制度も令和元年から創設しております。認証制度は、今年度より、吉賀町選抜で優秀な成績を収められた生産者を認証する方法に変更し、生産者の意欲向上、PRに活用してまいります。

現在、ふるさと納税産品でのコメントや広報誌などで情報を発信をしているわけでございます。今後も、良食味産地としてSNS等も活用しながら、情報発信に努めてまいりたいと思います。

それから、担い手のことについてでございます。

次の世代の担い手を育てるには何が必要と考えるかについてですが、就農を希望してUIターンされる方に対して、十分な研修制度や就農前後のサポート体制を構築した上で、担い手として安心できる就農環境の整備が重要であると考えます。

また、ふるさと学習でも、小さい頃からの教育も重要であると考えており、農作業体験や自然や生き物、食について関心、興味を持ち、理解を深める学習も大事であると考えております。

研修制度につきましては、UIターンによる新規就農者の確保に向け、島根県等の事業と当町の事業を組み合わせることで、先輩農家を受入先とし、最大3年間の研修期間を確保できるよう、本年度就農前研修制度を構築したところでございます。また、就農前後のサポート体制につきましては、就農希望者等が目指す農業スタイルの実現のため、島根県農業普及員と担当者が連携し、研修の案内や事業説明、栽培技術の向上などのための指導巡回を行ってまいります。

それから、土地利用型農業についてでございます。

土地利用型農業において、コスト削減、農地集積を図っていくためには、圃場整備が必要でございます。圃場整備を進めるに当たっては、同時に、誰が地域の農業を維持していくか、地域農

業の将来のあり方をどう描いていくかが必要でございます。

現在、平成24年から始まりました人・農地プランの実質化を進めております。人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や、農業者の将来のあり方などを明確化するものでございます。人・農地プランを進めるに当たり、担い手への集積あるいは集落営農といった地域農業の将来のあり方を地域と一緒に描いていきたいと考えています。

圃場整備は、地域農業の将来のあり方を実現するための一つの手段であると考えておりますので、まずは、人・農地プランで地域農業の将来のあり方を描き、その上で圃場整備の推進を図っていく必要があると考えております。

最後に、有機農業についてでございます。

御承知のとおり、国においては「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、日本国内の耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を25%、100万ヘクタールに拡大することなどの目標を掲げました。これは、先ほど議員のほうから御紹介があった、その内容でございます。

島根県においても、昨年度より、農林水産基本計画の中で重点推進事項として有機農業の生産拡大を掲げています。

当町においても、まちづくり計画の中で有機農業の推進を掲げており、農薬や化学肥料の使用を抑えた、環境に配慮した農林水産業の振興に取り組んでいます。そのことにより、ここ数年、町内においても有機JASの新規認証取得者や認証面積を拡大する農家も増えておりまして、環境保全型農業においても年々面積が増加しているところです。

その一方で、技術、販売不足により、売上げが思うように上がらない生産者もいるため、島根県農業普及員とも連携しながら技術指導や仕組みづくりを行っていききたいと考えております。

今後とも情報発信をしながら、安心、安全に配慮した農産物の生産に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 圃場整備にしろ、何にしろ、今までもやっけておられると思いますが、産業課の課長も代わられまして、少し若返ったのかなと思っておりますけど、ぜひ地域に出て、住民と膝を突き合わせて、いろいろな対話をしながら事業を進めていただきたいと思います。

それと、米のブランド化のことですが、私は、この米、本当に誇りを持って作っている方々が再生産ができる、今でも結構相対で、結構な価格で取引されているんだと思いますけど、少しこの中に町が入って行って、乱暴な言い方かも知れませんが、買取り制度というような町独自

の制度をつくって、価格保障をしながら米農家を守る、そして耕地を守る、地域を守るという総合的なストーリーを、まちのストーリー、米のストーリーをつくっていったブランド化をする。町が、ただ、食味がいいですよと言うだけでは吉賀町の米はブランドにならないわけですよ。ブランドというのは、自分が言うことで意味が出てくるんじゃないで、皆さんが素晴らしい物だと認めてくれて、はじめて吉賀町の米がブランド化されるわけですので、その辺のところを、いろいろなやり方があると思いますけど、トレーサビリティなども導入しながら、そこに職員が介入して、ぜひ産地間競争に勝てるような米作り、農家づくりをしていただきたいと思っております。

それと、蛇足かも知れませんが、町長が言われていますように、この4年間は、なかなかまちを一つにできなかった4年間だったと私は思っております。それは、六日市がどうの、柿木がどうのということではなくて、二元代表制ですので議会は議会の判断をしますし、町長は町長の、町の民意のトップですので、次の4年間を担う覚悟をされたわけですので、その辺のところはもう一度むけて、ぜひ政治家になっていただきたいと、これは私の余談ですけど、大変失礼なことかも知れませんが、申し上げまして質問を終わります。何かありましたら。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間がないので、端的に申し上げたいと思います。

いろいろなお米の話もございましたが、いずれにしましても、これまでできなかったことがたくさんあるわけがございます。その反省の上に立って、もう一度再起を期したいという思いで決意を固めたところもございます。

それは次の段階でございまして、まずは、残された4年間がございしますので、ここをしっかりと思いが成就するように頑張っていきたいと思っております。そのためには、御意見がございするように、まず私を含め職員が現場に足を運ぶ、皆さんの声に耳を傾けるというスタンスは、これは欠かすことがないように心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 本日は予定していた日程は全て終了しましたので、これで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時45分散会

---